明治廿五年八月廿日發行

女鑑

第二十一號

東京 國光社

女鑑第二十一號目次

和氣廣蟲



女鑑

本邦婦人の公義心

谷蟆のさわたる極み、白雲のおりゐるむかぶす限り、之を尋ね、之を求むるも決して得べからざるものは、我國の國体なり。我が國の國体は、實に宇内に冠絶せり。而して此の國体中に生れ出でし臣民の德性も、亦萬國にその比を見ざるなり。吾人は、今婦人の德性につきて、その萬國に比無き所のものを擧げて、讀者に報じ、聊その反省を請はんとす。

我國婦人の德性の、萬國に比なきものとは、何をかいふ。一の公義心といふものこれなり。公義心とは如何なる者ぞといふに、間接に　皇室主家に對する忠義の

心をいふ。即、其夫を勸め、若くは之を翼け、或は子孫を勸誘奬勵して、公事に仕事せしむる誠忠の心をさしていへるなり。この間接の誠忠は、實に當時の風致を支持して、百代の摸範となり、小は以て一人の德業を全からしめ、大は以て一國の綱紀を維持したる所のものなり。

わが國の歴史を通覽せるものは、必、記臆せるならん。古來婦人の、その良人の皇室主家に對して、防衛勤務の爲に、千里の旅に出立に當り、おのれが、空閨孤衾を守るべき憂愁をはいはずして、却りて潔齋神祭して、事なく公務を畢へむことを祈り、慰籍勸誘他念なき者ありしことを。又自、身を鋒鋩の間におき、或は良人の倦怠を慰め、或は共に計策を施し、終に武功を遂げしめたる者ありしことを。或は寡獨にして操を守り、幼兒を鞠養して亡夫の遺志を紹がしめ、以て王

なしめたるものあり。或は子孫の望を抱いて、主君の事に奔走せるに、其の累ひとなりて、子孫の忠孝を挫かんことを恐れ、自白刃に伏して、以て後顧なからしめたるものあり。凡、これ等のものは、史上に昭々としてその數の計ふべからざること、恰、天空に散布せる衆星の如し。今その最もいちじるき一二を擧ぐれば、上毛野形名の妻の如き、(或ハ中古防人の妻、及び封建時代上日勤番に當れるものの妻の如き。)土肥實平の妻の如き、瓜生保の母、小楠公の母の如き、山内一豊の妻、中山勘解由の妻、乳母淺岡の如き、これその一班なり。かの徳川時代に於いて、院本戯曲大に行はれたりしが、その脚本組織となるべきものは、概、公義心に富める婦人ならざるはなし。これ以上の義婦等の實傳を摸擬變作したるものにて、當時猶、婦人の公義心を重むじたるを徴するに足るべし。

「かにかくに、ものはおもはず、朝露の、我が身ひとつは、君がまに〳〵」本歌の主意は、一身を擧げて、その良人の左右する所にまかせたる貞操婦人の心術を寫し出せるものなりといへども、我が國の婦人は、實に一身を擧げて、良人と、主君とにうちまかせたるものと謂ふべし。而してこの德性の慣例は、吾が國の國体と共に養成せられたるものなれば、國体にして、萬國無比ならんか、則、この婦人の德性も萬國無比なるものなり。旣に萬國無比なるからは、いかでかこれを發達養成せざるべき。

然れども、眼を轉じて、今日の婦人の上について、この公義心の厚薄如何を見れば、慨歎に堪へざるものあり。今日婦人の公義心は、實に晨星も啻ならざるなり。良人あるを知るものは、主君あるを知らず。多くはその良人あるをさへ知らざる

ものなり。故に戒を子孫に加へ、公義に身を畢へしむるが如き得て望むべからず。況んや、自、白刄に伏して之を奬勵するが如きをや。今日の婦人は、文明の世に生れて、飽くまで皇澤にうるほひ、而してその誠忠は封建時代の婦人に及ばず。吾人の少しく反省を請はんと欲する所は、實にこゝにあるなり。

論説

女子獨立の辨

武谷水城

女子の獨立とは、如何なる義か。人に倚るべきものに非ずの義か。女が男に倚らずして、獨立し得べきものに非るは、猶男が女を離れて、人の職分を全うする能はざるに同き也。之れ出來得べき事の限りに非ず。何者、人は男女相俟て而後、始

て天賦の職任を全うするを得べきものなれば也。然は則、獨立とは自活すべしの義か。女子亦變あり。自活の道を平日に講じ置くは、肝要の一事ならん。然共、今日の所謂獨立とは、男子に嫁し、男子を助くべき、女性の本分をも逃逸したるもののあるに似たり。人良もすれば證を歐米に引く、歐米の婦人は皆、斯る獨立の境界にあるものか。斯る獨立は歐米婦人の本色なるか。之れ決して悉く然るに非る也。

凡、宇宙の事物、因無くして、獨果あるもの、未だ曾て有ざる也。今、女子獨立てふ一新物の、歐米は一天に、聊其實影あるを認るもの、亦未だ曾て其因無んはあるべからざる也。

蓋、女子獨立は、畢竟男女同權の異名同体にして、亦耶蘇平等の教旨中に胚胎し

て之より降誕し、天賦人權說の爲に、偶然其成長を助けられし者なる事、爭ふべからずと雖、(歐洲中古、婦人を過崇するの風を爲せし事、亦此二者の因なるが如しと雖、此く過崇するに至りし元因を究れば、彼洲封建制度隆盛の頃、婦人を非人視したりし反動として「耶蘇の教旨に基て、被辱の女子を救濟せん。」との神誓を立て、事に玆に從ひたる反動の結果に外ならず。故に其因は同く耶蘇の教旨にある也。)此二因は畢竟一は宗教上、一は理論上の因にして、玆に此他に、猶或實際上の事實ありて、爲めに勢ひ、婦人が時として、不本意且至極困難ながらも、瘦腕を揮うて、男子の業務の範内に立入り、男子と生存の競爭を爲ざるを得ざる果をこそ結びつれ。其事實とは何ぞや。歐米各國男女の頭數の差と、無配偶者の多き事、是也。

第一、男女の頭數の差。如何なる原因ありて、女の數、男の數より多きか、將た寡きか、其理論は玆に述るの暇無し。實際に於て、本邦と歐米の重なる國々とを比較すれば、男女の比例數、正に反對なるを視る。誠に其事實の一例を擧んに、西暦一千八百六十一年より同九十年迄、三十年間歐州各國（伊多利、白耳義、土耳格、希臘、諸威、の數國を除く、）男女の比例平均數、男一〇〇、女一〇一、三〇二にして、則各國女の男より多き事、平均男百人に付、女百一人三分強なり。

又西暦一千八百八十八年、普國の統計表に據れば、同國其前年（月日不詳）の現在人口、二千八百三十四万九千二十一人、内（男千三百九十五万四千七百九人　女千四百卅九万四千三百十二人）女の男より多き事、四十三万九千六百三人也。英佛墺亦少異なり。假りに歐洲の人口

三億万人（昨年の調査に據れば、三億五千七百九十餘万人）と定めて比例する時は、歐洲女の男より多き事、四百七十餘万人と爲る。

女は婚嫁を以て常道と爲すものなる時は、此多數の女は、常道を履んと欲するも、數に於て能はず。到底結婚の望なきものにして、男に倚り、男の內助たらんと欲するも、數理之を許さず。万巳を得ず、女の常道を離れて、他に獨立自活の道を求めざるべからざる、不幸の境界に陷り居るもの也。

（未完）

女子は何の爲めに學をなすや

三輪田眞佐子

男女相待ち相應じ、社會を經營するに當り、自然の區分と、人爲の事誼によりて、男子は正面に理務の主任者なれば、其の取る處の業務の類別に從つて、各適當の

學問あるを要す。例之ば、農民は培養學、商人は交易學、及び兵士は軍事學を要する如し。而して各人學べば、從つて利益あり。學ばざれば、必や其の職務に安んずる能はず。之れを以て、樵夫漁人も、尚學問の必要を感ぜざるものなし。然れども、女子は裏面の執務者なれば、其の良人、其の家業如何に就て、特別の學問を要するもの少なし。宜なる哉。女子の學問を、無用視するもの少なからざるは、

斯の如くなれば、容易に女子學問の眞味を發見し得ず、勢ひ偶々女子に學問をなさしむるものあれば、男子と同じく、職業を得んが爲めならざるを得ず。其れ果して女子學問の目的なるか。試みに見よ。女子學ぶこと數年、忽ち敎員たり、看病婦たらんことを希望するものの多きを、

若し非凡の秀能あり、特別の關係あり、且目下の形勢より、學問を職業に利用するの止むを得ざるものあれば、其れ或は可ならん。亦は女子の本分を一度盡し、其の上一家の爲め、國家の爲め、學問を利用するは賞すべきなり。然りと雖も、故らに金錢を投じ、歲月を費し、反て學問の結果より、慢心以て恥辱を買ひ、非行以て擯斥を招き、遂に易に所謂、歸妹は人之終始なり。と云ふ大切なる婚嫁の時機を失し、世に身を處する法を得ず、怏々として生涯を終るもの、亦少なからず。是れ豈學問の目的ならんや。加之、此の如き先例を世間に流布せば、爾后女子の學問を以て、世人を厭はしむるに至らん。盖し、焉ぞ今日女子敎育の振はざるも、玆に原因するなきを知らんや。吁、

然りと雖も、學問を職業的にせざるとて、決して遊逸的になすべきにあらず。思

ふに、今日女學校の課目上より、形式的に普通の學科を修めたりとも、入て父母を安んずる能はず、出て良人を助くること能はず、唯能く唱歌す。然れども、歌うて家内靜ならず。挿花床上にあり。而して奥室美ならず。或は朝夕リーダーを讀むも、實用に適せず、反て婢僕の嘲笑を得るのみ。而して自ら云ふ。婦人は交際を能くせざるべからず、と以て時日を費し、割烹を知らざるべからず、と以て奢侈を極む。此等は、皆學問を遊逸になすものにあらずして何ぞや。信に忌むべきの甚しきものと云つべし。

然らば、女子は何の爲めに學をなすや。是れ必要の疑問なり。余は斷じて言はんとす。女子の學問は、能く世に所し、人生の目的なる、至善に止る生涯をなすに必要なる知識を得、及び慣行を作るにあり、と決して孤立的の職業を主とし、亦

贅澤的の悪風を學ぶべきにあらざるなり。

問ふ。何をか必要の學課と云ふ。蓋し如何なる藝能を學び得るも、詳に其の功德を摘擧せば、絶對的に無益のものはなからん。然りと雖も、世事忙々、了期なく、而して光陰人を待たずして、年々春更に歸る。一念茲に至らば、誰か心肝慄々として血涙なからん。實に此の如き運命の人類、如何に、長く不急の修學に、荏苒と歳月を送り、人生の目的を過まるべき。西哲スペンサー曰く、敎育の一秘訣は、如何に光陰を利用すべきかを知るにあり。と余恒に此の言を服膺せり。故に信ず。此の言を我が邦女子に適用せば、女子は位を内に正しうせよとの原則に從ひ、先づ家政に必要なる智識、即ち女道一般より、普通の作文、數學、裁縫、及び料理等を實地に學ひ、其の餘力を、閑雅の美藝として、和歌、音樂、挿花、及び茶道

に及ぼすべし。決して本末終始を顚倒すべからず。

然りと雖も、男も人なり、女も人なれば、紫式部の如き才女、ジョセフインの如き傑婦、世に出でゝ、其の天職を盡くし、人をして欽慕に堪へざらしむる者なきにあらず。左りとて之れに典り、以て一般女子を養成せんとすれば、大なる誤りなり。故に特別の天才と、目的とを有する女子の外は、前述の如き學科を主とし て、徒に腦髓を勞して、英學の單語を誦し、而して學んで、其の極に達せざれば、格別の利益なきのみならず。婚嫁の曉には、綴字だも讀み得ざるに至る。無益の學に、光陰を費すべからず。思ふに、世人尙、英語の半讀を甘んずる所以のものは、畢竟西洋崇拜の風儀と、虛飾を重んずる流行に基するものならん。若し然らざらんか。英語を學び、原語以て家政學、及び衛生學等を、自在に讀み終るまで學ぶ

べし。左れば、何をか尤めん。唯嫁期のため、歳月を慮り、子孫のため身体を憂ひ、學事をなすことを忘るべからず。亦挿花及び茶法等も、名目的に學ばずして、實際的に習ふべし。借問す。現今女學生の成績果して如何。

（未完）

史談

和氣廣蟲の傳

三木五百枝

和氣廣蟲は、備前國藤野郡の人、和氣淸麻呂の姉にて、父を乎麻呂と云へり。笄年に及びて、葛木戸主に嫁ぎしが、天性貞順にて、節操欠くることなかりき。後、孝謙の朝廷に仕へ奉りたるが、天皇、その人と爲を愛で給ひ、厚く御信用ありて、正六位下の位を授はりき。天皇佛法に歸し給ふに至り、その身も髮を薙り、名を法均と改め、御弟子となれり。天皇、その眞心をや感でさせ給ひけむ、進守大夫の尼位を授け給へり。天平寶字八年、藤原仲麻呂、朝廷に叛きて軍を起しゝが、その謀に

與りたりとて、斬罪に處せられむとせし者、三百人に過ぎし。法均、その意より仲麻呂を助けたるに非るを憐み、切に諫め奉りければ、天皇も、そを信ひ給ひ、罪一等を減して、流徙に處し給ひき。また、この時の乱はいみじかりければ、人々業を安くすること能はず、鎭まりたる後も、飢を凌ぎ難く、かつ、疾疫さへ起りて、大に苦しみ難みけり、さらぬだに、子等あまた持てる貧しき人々は、養ひかねたるに、こゝに至りて、全く方便あらずなりしかバ、道路などへ、涙ながらに、愛しき稚兒を棄つる者も多かりき。法均聞きて悲歎に堪へず、人を遣はして拾ひ擧げしめ、遂に八十三人の兒を養ふに至りぬ。これらを皆養子と稱へり、よりて朝廷より葛木首といふ姓を賜ひき。神護景雲二年に、四位の封戸と位祿と位田とを賜はりぬ。次の年、大宰主神習宜阿蘇麻呂、時の寵臣道鏡に媚び、宇佐八幡宮の御託宣なりとて、あらぬ事を奏聞しぬ。天皇、清麻呂を召し給ひ、姉法均に代りて、神の御教を請ひに遣はし給へり。清麻呂宇佐に下り、神の御教をうけ、都に還りて在の儘にこれを奏聞し、道鏡を退くべしと申す、道鏡乃ち怒ること甚しく、清麻呂の姓名を改めて、大隅國に流したり。法均もまた、これによりて還俗せしめられ、姓名を別部狹蟲と

せられ、備後國に流されき。然れども、この二人、實は罪あるにあらざりければ、次の年、光仁天皇御位に即き給ひしや直に召し還され、その姓名をも本にかへされき。さて法均は、從四位下に叙せられ、藏司の典藏といふ職に任ぜられ、物品の出納を掌りたり。その後正四位下にまで進みけり。桓武天皇御即位ありて、また甚く法均を信重せさせ給ひ、居宅を山城の京に營むと聞召したる時は、稻を賜ひて、その費用を助け給へり。遂に正四位上の位を授はりて、典侍となりしが、延暦十八年正月廿日卒りぬ。時に年七十。卒るに臨みて、弟清麻呂にいひて曰く、妾が死後、諸七日、及び服の闋らむ日にも、追福を營み給ふことなかれ、たゞ二三の僧侶と靜かなる室に坐りて、禮懺を修するのみにて足り侍べり。こは妾のみにあらで、後の世、吾が家の子孫に至るまでも、この法則に準はしめむとの意に侍べりとぞ云へる。廣蟲、天性貞順にて節操正しきのみにあらず、弟清麻呂との間柄、まことに愛はしく、二人財を同じくして分け隔をなさゞりければ、時人これを稱めたゝへけり。光仁天皇、ある時勅し給ひけるは、宮中の侍臣官女、多くは人の上の是非をいひ、その毀譽をなして絶ゆることとなし。然るに、法均のみは、往時より今に至るまで、

少かも他人の過失を語りしことあらずとて、甚く歎賞せさせ給へりといふ。卒りし後、二十餘年を經て淳仁天皇の天長二年、昔の功績を思し遣り給ひ、正三位の位を贈らせ給ひけり。

おのれ、嘗て多く婦女等の傳を讀みたり。そが中には、君に忠を盡せる者もあり、親に孝なりとて、賞せられし者もあり、夫のために貞節を守りて、身を殺しゝ者もあり、兄姉を敬ひ、弟妹を愛したる類もあり、人の急を救ひ、博く衆人を愛しむことに力を盡したる等の類もあり、その他種々の物に事に、芳しき名を史乘に留めたる者、かぞへも盡されざりき。されど、多くの婦女は、一の事に秀で、一の行によりて傳へられたるにて、數多の事を兼ね備へたるは、至りて稀なりき。然るに、今廣蟲の傳を讀み、その行を考ふるに、大にそれらと趣を異にせり。初、人に嫁ぎては、貞節を以て聞え、後、官に在りては、身を盡して諫をいれ、よくその職を勤みて、高位に登るに至れり。また、衆人のためには、仁慈の心深く八十三兒を救ひ養ひ、朋友等と交はりては、人の短を擧げず、兄弟の間は、よく親睦みて財を分つことなく、剩へ子孫を訓誡むるに節儉を以てしたるが如き、決して尋常の婦女にあら

ず。その中には、爲せることの詳ならざるもありて、少か憾なきにあらねど、一の身を以て、數の事を兼ね備へたるハ、多く得難き婦女にぞありける。かくてこそ、忠烈の譽世に高き、淸麻呂卿の姉たるに恥ぢずといふべきなれ。

孝女つやが事

片岡正占

つやは島根縣出雲國、秋鹿郡成相寺村にて、高七石一斗もてる農民七郎右衛門の娘なり、寛保二年二月晦日、母桑の葉を採居しに、叫ぶ聲の聞えしかば、走り出て見るに、山より狼の出來りて、母に喰付居ければ、つや即て其背に乘りけるを、狼たけりて左右の腕に喰ひかゝりしに、振はなし狼の二つの耳をとりて、乘り伏せしを、七郎右衛門狼の咽に棒突入れて、殺しけり、女の身として、我命をも厭はず、母を助し事、孝心あつき故なりとて、領主より褒美して、米を與へしが、母もつやも嚙れし時の毒の氣にやあたりけん、其六月に死せしとぞ、

編者云、孝の字我古言にて、親を思ふ眞心と訓ず、此親を思ふ眞心の深き時は、堅き石にも矢の立し古例あり、昔漢土に母を惡虎に取れ、其仇を取んとて、百日の間

虎伏野邊に出て狙ふ、或夕ぐれに、尾上の松の木隱れに、虎に似たる大石の有りしを、敵虎と思ひ番へる矢なれバ引て放つ、此矢即ち巖に立、忽ち血流れしと云ふ故事あり、石にして虎ならざることは、喋々を俟ざれども、子として親を思ふ眞心の深き例に、此處に引て此つや女も親を思ふ眞心の深きが故に、母の非常聲を聞や否走り出て、其背に乘り、猛りて左右の手を嚙るゝも厭はず、狼の二耳を取て、乘り伏せしは、男子も及ばぬ氣象感ずるに餘りあり、又我欽明天皇の御代にも、膳臣巴提使、高麗に在りし時、一夕大雪ふる、其幼子を失なふ、戸外に虎の跡有るを見しかば、其跡を覓て虎穴に至りければ、虎口を張り來り噬む、巴提使左手にて虎の舌を執り、右手に刀を拔以て、之を刺殺したりと、是は子の敵を親の取りたる例なれど、父子眞心の感通する情はかはらざるものになん、孝なる者は忠ありと、此つやをして男子たらしめバ、忠も亦全からん噫、

家政

育兒小言（二十）

武谷水城

小兒病氣の時の心得方（續き）

小兒腹痛する時は、不意に號泣するものにして、屡々嘔吐若くハ下痢を兼るもの也、腹痛の主なる原因は、乳質の惡しき事、及其量を過す事、其外總て飲食の度を失ふより興る事多し、此等の故障ある時は、胃内に鬱滯して酸敗を興すが故に、小兒の呼吸に、一種酸味様の臭氣を放つものあり、腹痛と認めたる時は、手掌にて輕く腹部を撫で、又は「フラチル」を纏ひ、或は之を温湯に浸して能く絞り、輕く腹を卷きて温保すべし、此く爲すも痛み猶增し、若くは腹を按して硬く、或は熱を發するもの等は、速に醫に頼るべし、總て腹痛と認めたる時は、上の元因に注意し、斷乳後の小兒なれば、一切酸敗し易き食物を禁ずべし、

小兒は少く常態に異なる時は、熱を發し易きもの也、哺乳せしむるに、小兒の口中常よりも温かあるハ、熱ある徵なり、熱度少く高き時は、顏色稍赤くして常に變り、呼吸息迫して荒く、心臟の動悸高まり、皮膚を按ずれば肌熱あり、食欲減じ、夜間安眠し難く、身体安からざるが如く、時として不意に泣叫ぶ事有、此等の症狀ある時は、他に病あるの徵なれバ、安らかに寐床に就かしめ、餘りに温暖に過ぎぬ様適

宜に寐衣を被いて、身を安靜にし、竭く時は清淨なる冷水、若くは砂糖湯等を與へ、速かに醫を賴むべし、又齒生期には、屢熱發するもの有、數日にして自然に解熱するも、若し持久する時は、亦醫を賴むべし、

小兒咳嗽わる時、若くは寒冒したるを認る時は、冷氣に觸れしめず、身を温かに保つべし、咳嗽一二日も續くか、若しくは劇しき時は、醫を賴むべし、咳嗽久しく治せざる時は、肺病其外恐るべき呼吸器の病を誘ひ起ず、特に咳嗽に兼て熱氣あるものは、猶豫せず醫に協るべし、

時として咳嗽長く治せず、且發作間歇ありて、其間歇時は更に病苦を知らず、常の如く遊戯爲すも、發作する時は劇しき痙攣狀の咳嗽を發し、甚しきは驚駭の聲を發して、窒息狀の呼吸を爲し、苦悶甚しきもの有、其經過は長きは數ヶ月に亘り、短きも三四週に降らず、之を百日咳と稱へて、多く五六歲以下の小兒を侵し、特に流行するもの也、其初めは、常の寒冒の咳嗽と異ならざれども、やがて上に述る如き、一種の發作間歇を生じ、其發作は通例夜間に多し、速に醫にかゝるべし、此病は流行するものなれば、成るべく患兒と健兒とを、一所に置かぬを良とす、合併症なき

ものは危險の恐なきも、良もすれば外の肺病等を合併する事あり、病の初期に、注意して攝生を嚴にし、藥用するを最も肝要となす、

小兒咳嗽の出る病の中にて、最も恐るべきものを格魯布（一名馬脾風）と爲す、近古迄は此病を知るものなく、我が延亨四年西曆一千七百四十七年、伊多利亞の醫士「ガビン」といふ人、初めて此病の流行を實驗せりと云、今は世界中稍々開けたる國には流行せぬ所無き、小兒の一大厄病なり、（但此病亦時として、大人をも襲ふ事有、彼の新世界の聖人と稱へられたる、合衆國初代の大統領華盛東は、我が寛政十一年十二月六十八歲にて此病の爲めに逝去せりと云、）此病の咳嗽も亦發作間歇ありて、其初めは甚百日咳に似たるも、其咳嗽は夜中時を定めて劇しく興り、其聲恰も吼るが如く、呼吸迫りて甚しく苦悶し、一度耳にすれバ再び誤認すべからざる一種の咳音を發し、顏色赤くして稍々腫脹し、後には聲嗄嘶して、言語も聞取るべからざるに至る、而初め間歇の時ハ更に平常に異ならず、故に此等の咳嗽の出るを認る時は、猶豫なく醫を賴むべし、本病は六七歲の小兒に多き最危險の病にして、少く治療の機後るゝ時は、多くは死を免るゝ事能はざる者也、特に其初期は、通常の寒冒と心

得て、看過し易きものなれば、母たるものは此等の病の容躰の大略を心得置く事肝要にて、咳嗽の性質少しにても疑ある時は、速に醫に協る事を怠るべからず、醫の來るまでは、室内と衣服とを暖かに爲し、淸くして温かなる空氣を呼吸せしめ、渇くときは温湯を飲すべし、

鵞口瘡とて、小兒の口中に、屢々色白くして小き瘡を生ずる事有、最初は舌に生じ、次に上下の齒齦口蓋唇及咽頭にも蔓延す、多くは乳質の不良、又は乳器の不潔、口内の掃拭を怠る等より來る、故に常に此等に注意すべし、冷水にて度々小兒の口内を洗ひて淸淨にする時は、數日にして治すべし、若し熱を發し、又は下痢するものは其症重く、亦は胃腸に病ある徵なり、醫士に協るべし、

小兒の頭を炎天に曝らし、或は打撲する等は、皆腦病の誘因と爲る事、前に述べ置しが如し、凡て人の体中にて、頭部程貴重のもの無ければ、能々注意して大切に爲すべし、小兒若痙攣を發したる時は、不取敢顔に冷水をそゝぎ、口を開きて冷水を飲せ、冷水又は氷にて頭部を冷すべし、手足は動搖せぬ樣に爲し置き、醫の來るを俟べし、時宜に依りては、芥子湯にて脚湯を施すべし、芥子無き時は常の湯にても可

なり、芥子脚湯の法は、大凡湯一斗の中に芥子末三勺斗の割りにて攪き拌せ、其辛氣鼻を衝く位を度と爲し、其内に両脚を膝の上まで入るゝ事、凡十分乃至十五分時間にして出し、「フラチル」若くは毛布にて卷きて、冷えぬ樣に爲す也、湯の温度は常より稍高く、華氏の百度位を良とす、

母親又は傳婢等の不注意の爲めに、小兒屢々墜落し、若くは打撲等の外傷を受る事有、場所に依りては腦病脊髓病の原と爲り、終身の不具、痴呆、を遺す事少からず、打撲したる時は、速に其部を冷水にて冷し、又は牛乳を塗擦するも宜し、若し小兒を取落し、若くは自ら墜落して、頭部を打たる時は、絶えず冷水にて冷し、特に眩暈して倒れたるものゝ如きは、直に衣服の紐と帶とを解きて、緩かに爲し、日蔭にて空氣の流通能き所に移し、頭を少し高く仰臥せしめて、頭を冷し、面に冷水を注ぎ、以て醫を俟つべし、

小兒は亦屢々眼病を患ふる事有、一時の事にて眼に痛みありと思はゞ、母自ら乳汁を注ぎて洗ふ時は、往々速に癒る事有、一時の事に非ざるものは、速に醫に協るべし、

小兒火傷して火腫を生ずる時は、速かに患部に油を塗り、其上を柔かなる布にて卷くべし、決して冷水にて冷し、又其外のものを塗るべからず、其火腫と爲らざるものは、冷水にて冷し、後に油を塗るを良とす、

小兒痲疹に罹りたる時は、室を暖かにして、平臥せしめ、風に觸れしむべからず、風に觸れ、疹の消褪早きに過る時は、外の病を併發して、危險に陷るもの有、飲物は凡て温かにして粘きものを與ふべし、

以上掲ぐるものは、日常小兒に最も多き病類の大略なり、母たるもの常に其一端を心得置く時は、育兒の上に於ての利益、大なるものあるべし、凡て小兒の病は、特に其初を愼む事、最も肝要なるのみならず、其治癒に趣く時の注意を怠らぬ事、亦大事なり、古人が病は癒るに怠るといへる語を服膺して、亦忘るべからざるなり、

料理法（一）

待月菴

料理庖丁の業は、六藝の一ッにて、嗜み置てよきとながら、男子は外務にいとまなくして、庖厨のことまでには至りがたく、内政をとる女子は、覺知てよくせば、嫁

してのち身の調寶、人にも稱さるべし、朝夕三度の飲食、珍らしからぬものも、煮焚の鹽梅加減よければ、人みなよろこび味はふなり、又客を招待して馳走するにも、庖丁人など頼むにおよばず、家内にてすれば、冗費なく節儉して、勝手向も誰に氣がねといふことなく、靜に調理なりぬべし、鳥魚乾物野菜ものは、四時をり〳〵のものを氣どりて、茶人者流の研究したる、懷石風にならひ取合すれば、雅味風韵おのづからそなはり、淸潔なれば賓客餐饌こゝろよくして、一入の饗應となりぬべし、學問上にはあらねども、世に有用の實業なれば、四條家の末生間流の料理法調製方つき〴〵にとり出て、女子たちにつたへまゐらせんとす、

料理幷製法之事

○鳥類

鳥膾之事

一鳫にても鴨にても、身を二ッ三ッに切、あぶら皮を取、細く作り、温酒にて一ぺん洗ひすて、煮酢をさまし、右の鳥へかけ、燒しほを加へ入るなり、夏は鯉鮒にかぎり候事、

鳥生皮料理

一鴈鴨あぶら皮つけながら細く作り、厚きところはへぎ、ほそく仕立、醬油に酒酢少し加へ、ざつと焚、右の鳥を入、ひた〳〵に漬、わさびを入、花かつをなど置べし、但し火の上にて鳥を入候時は、煮過候ゆゑ、火よりおろして入べし、

湯鳥之事

一鴈鴨水にて煮、能きやうにきり、あつきうちに味噌などかけてよし、また燒塩、或は出し醬油、橙酢などかけてもよし、

煎鳥之事

一鴈鴨つねの如く作り、古酒、醬油、水當分に交、ひた〳〵にして煮、花かつをゝかけてよし、

羽ぶし煮之事

一鳩其外何鳥にても、身骨共叩き、酒と醬油當分にして、花かつをゝ入、汁すこしにて、ばらつき候ほどに焚、また外の鍋に、わさびみそをあたゝめ置、其中へ入、其儘にても、外のうつはに入候てもよろし、また物にかけてもよし、

小鳥團子之事

一小鳥なにゝても細かにたゝき、餅の粉と當分に交合、摺鉢にてよくすり、湯煮をして、煮物の中へ入れる、但丸サは隨意なり、猶又油にてあげてもよし、

鳥こくせうの事

一味噌をよくすり、水にてのべ、酒を三歩入、鳥を細かにたゝき入、能く交合せ、鳥とみそと凡當分か、また味噌すこし多きか、鍋へ入、炭火にて煎る事、蜀椒など入てよし、但器にてもかき廻し、鍋につかぬやうにすべし、

鳥餅の事

一何鳥にても細かにたゝき、小鳥なればはねをも入、味噌または醬油にても煎上、餅を燒、薄きみそにてさつと煮て、此餅を椀に入、右の鳥をかけてよし、

小鳥南蠻焚の事

一小鳥の腹の中へ、かまぼこを入、油にてあげ、其のち煮候事、

鴈鴨たゝきの事

一身骨とも細かに叩き、血も其儘かけ、よく交、鳥一升目に塩五合位交、手にて能

もみ壺へ入、十日斗過、麴五合位加へ可申、尤麴の花をもみ落し、少し煎、臼にて挽、麴の花と交合、右壺の鳥とよく交、酒すこし加へ、又よく叩き、しるき程にいたし、また壺へ入、空氣の入らぬやう口ばりをして、又十日程たてば、風味至てよろしくなる、

家內衛生（十九）　三笠の舍主人

衣服（續き）

衣服は亦裁法の如何に依りて、衛生上の利害と、外觀の美醜とあるものなり、何に限らず、狹くして窮屈なる衣服は、身を壓し、血の循りを妨ぐるものにて、例之ば胸部の窮屈なるものは、肺臟心臟の機能を妨げ、腹部の窮屈なるものは、腹內の臟腑を壓して、各其部の血行、若くは呼吸の機能を妨げ、又頸部窮屈なる時は、頭部に充血して、眩暈を興し易きが如し、且衣窮屈なる時は、總て身の動作にも不自由なり、故に衣服は緩かにして、身に適合するを最良とす、

本邦從來の服裝は、男女共に概ね緩かにして、衛生の道に適ふもの多く、其外觀も

亦優雅なり、歐米各國の服裝は男子の服は衛生上にも格別の害なく、動作にも便利なれども、婦人の服裝は衛生上に不利益なる事、彼の國々の人も、亦稱道する處なり、特に上腹部の狹隘に過るものゝ如きは、最も窮屈にして、血行と呼吸とを妨ぐる事甚しく、本邦の婦人の始て洋裝して、眩暈せんとするものめづらしからず、

米英各國の婦人が、我國の婦人の、服裝の優美にして、衛生上にも適當なる事を、賞賛して措かざりし事、往々彼國の新聞紙にも見えぬ、特に去る明治廿一年、我邦にて、所謂歐化主義の旺なりし頃、米國現任大統領「グレヴランド」氏の婦人、故の大統領「ガーフヰールド」氏の未亡人を始として、同國の重立たる貴婦人、十數名連署して、日本婦人の、服裝を變じて、西洋服と爲すに就ては、深く注意を要すべしとの書狀を、本邦に送りて、忠告せし事其頃の新聞紙にも見えぬ、其大旨は、日本の女服は、高尚優雅にして、端正恰好の資を備ふるのみならず、亦能く美術の旨に適ひ、健康上にも最も宜しきものにして、是を今の西洋の流行の服裝の、恰も蜂腰の如くにして、外觀醜きのみならず、衛生上道德上有害の點多く、裾の重くして廣やかなる、上着の緊くして窮屈なる上に、特に「コールセ

ット」にていたく緊迫するが如き、其鴟害は、支那の婦人が、足を壓束するよりも甚しきものに比すれば、同日の論に非ず、且服裝を改る時は、家居の摸樣も改めざるべからず、之が爲には、他の日本固有にして、外國に類無き美をも、失ふに至らん、されば、日本の女流は、唯々として外國の慣習のみに倣ふ事なく、宜しく如何なる衣服が、最も其國古來の慣習に適し、身の健康と、精神の發達とに、適すべきやを、研究するを望む、と云に在り、其後英米各國の新聞紙は、之を贊成し、何れの國にても、今日着用する服裝は、其國の氣候、風俗、慣習、氣質、等の長き間の、自然の經驗と、勘考とより來りたるものなれバ、一朝容易に變改せられ得べきものに非ずとて、頗る爲に日本固有の美を損する事の多きを嘆じ、風儀に兼て、健康上の害を招きぬる事を述べたり、コハ其頃に發刊の、英京倫敦の「グラクヒック」新聞幷に米國「ニューヨルク」發刊の新聞紙などに載せ、當時我邦の新聞紙にも譯載せし處なり、

此說中にも見えたる如く、服裝は家居と密接の關係あるものにて、例へば、男子の洋裝の如きも、洋人同樣、常に椅子に據れバ、便利にして、不自由を感ぜざれども、

我邦家居の制にては、不自由極るのみならず、袴の上部の爲めに、下腹を緊迫する事甚く、飲食などする時は、腹部爲に拘攣して、甚しきは下痢する人あり、到底服裝は、家居の方と伴はざれば、衛生上美觀上にも、完全なる事能はざるのみならず、却て害を招き、美を損する事多かるべし、

衣服は亦身分と職業とに依りて、品質製法も同じからずと雖、定則あるもの丶外は、總て無用の飾りを省くべし、又各其身分に應じて、華美なるべからず、

凡そ裁縫は、女子の主なる責任の一にして、其方法は必ず師に就て、一通學習ふべき事なり、女子にして裁縫の業を心得ず、衣服の事に疎きときは、假令學問知識はありとも、家計儉素なる事能はず、子女の教育にも缺る處ありて、人の侮りを受け、齊家の責を盡す事能はず、今の世の若き女性は、特に意を留むべき事共なり、

學園

女子書牘文論（承前）

目黑和三郎

女子書牘文の標準は、かの沿革中に引例せる七期の中には、取るべきものなきこと、

及び女子の文章は、國文の範圍外に馳すべからざる事は、既に前號に述べたり、七期の中には、準とすべきものなしといひ、又國文の範圍外に馳すべからずといふ、是に至りて、愈新文体を作出して、讀者に指示すべき時、迫れりといふべし、然れども、今前に述ぶべきを漏らせるを以て、こゝに消息文の性質に就きて、聊論せんと欲す、これ實に、その標準を示すに當りて、必要なることなればなり、文章の性質を區分すれば、實用と娯樂との二ッを倶備せるものなり、而して消息文も、全く文章の範圍に入るべきものなれば、同じく實用と娯樂との二ッを倶備せるかといはんに、消息文は少しく異なるふしあり、そは、實用を主として、娯樂の方は、寧、備へざるものといふも可なればなり、然れども、その娯樂を備へざるかはりに、品禮を備へたり、品禮とは、品位と禮儀との謂ヒなり、この品禮は、實に消息文には欠くべからざる所のものにして、我れより尊き所に送るべきものと、卑き所に送るべきものとは、自品禮の區別を立てざるを得ず、この品禮を備へずんば、消息文にはあらざるなり、又實用のみに傾かんか、消息文体は、實に雜駁極りなきものとなるべし、何とあれば、實用をのみ主とせば、その文体は、言文一致にまれ、漢文直

譯にまれ、歐文直譯にまれ、何にまれ擇ぶ所なければなり、故に實用に傾くも、消息文をなさず、品位禮儀を欠くも、消息文をなさず、實用に偏せず、品禮を備へてこそ、始めて消息文の完全なるを得べきなれ、

女子の品禮と應答の言語とは、男子に異るべきは、論を俟たざることにして、消息文に至りても、これが區別を立てざるべからず、この區別は、男女の性質を區別するに足るべきものあれば、各注意すべきことなれども、女子は、一層の注意を用ゐて、その女子の性格を保つべき程の心構をなさゞるべからざるなり、これ婦人の用意は、男子に比して、一きは緻密なるに伴へる當然の道なればなり、

以上の所論を畧言すれば、

消息文は、實用を主とするものなれども、これに偏すべからざる事、

消息文には品位禮儀を俱備せざるべからざる事、

品位禮儀は、女子には一層深き用意をなすべき事、及び應答の言詞に注意すべき事、

右ハ消息文の性質より、女子の殊更に心を用うべき事どもあり、こは豫め女子書牘

文には知りおかざるべからざる事あり、次に書牘文の標準を指示するに當りて、その標準を作るべき、各個の所論を述べんとす、

第一名詞の數を增すべき事、

言語は、複雜の世に至りて、追々その數を增すものなり、而して、そは多く名詞に止ることとなり、古學者は、これに古訓和訓を施して、その增したる名詞を、その當時の訓讀に從ふことを欲せざるものあり、又新學者は、その古訓和訓を厭ひて、百千悉く、俗訓に從はんと欲する傾きあり、こは皆各極端に走せたるものにして、穩當なりといふべからず、故に、あまり卑俗ならざるものは、これを直に用うるも、差支へなきなり、これ時勢の變遷上、止むべからざるものといふべし、例へば、鐵道、電信のごときは、これをくろがねのみち、いなづまのたよりと訓まずして、音讀にすべく、洋燈、洋盃の如きは、直ちにらんぷ、こつぷと英語をもちうるも妨げなし、

（未完）

女服考（第一稿）

有住齊

或人古代の女服、および後世のさまに至るまでの、大概を問へるに、服制の事は、管見にして詳に知がたしといへども、從來試に書置たる物あれば、いさゝか撫ひ出て辨せんとす、抑神代より、本邦の風俗は、垂髪にして、玉をもて飾り、又櫛をもさしたりしと覺ゆ、萬葉集二十（津守宿禰小栗栖歌）に阿母刀自母、多麻爾母賀母夜、伊多太伎弖、美都良乃奈可爾、阿敝麻可麻久母、と詠るをもて證とすべし、さて神代紀を按ずるに、男は美都良を結ひ、女は鬘せしとみえたり、かつらは髮連の義と和訓栞にみえて、後世の髢とは異也、男は髻を二ッにわけて、美都良に結ひ、女は一ッにとりて、頂の邊にて、假初に結置たるを、かつらと云ならん、其證は古事記（神代）天照大神、即解御髮、纏御美豆羅而乃、於左右御美豆羅亦、於御鬘亦、於左右御手、各纏持八尺勾璁之、五百津之美須麻流之珠而、云々、傳に上代に結と云しは、本を一ッにあつめ擧て、結て、其の末は後へ垂たり、其本を結たる所を、解と云たる也、神功紀の解髮とあるも、是也とあるも同ト事也、扨女の髮を、いたゝ

きにあげ結はじめしは、書紀天武十一年、四月詔曰、身今以後男女悉結髪云々、六月丁卯、男女始結髪、仍着漆紗冠、又十三年閏四月云々、詔曰、女年四十以上、髪之結不結、並乘馬縱橫並任意也、別巫私之類、不在結髪之例、又朱鳥元年七月勅、更男夫着脛裳、婦女垂髪干背、猶如故、玉勝間（十四）に、此朱鳥の勅は、天皇大御病え給ひて、種々の御祈事ありしほどなれば、此女の髪のことも、神代よりの風を、改め給へることを、畏み給ひてにや有けん、又續紀に、慶雲二年十二月、令天下婦女、自非神部齋宮宮人、及老嫗、皆髻髪とあれども、此御制つひに行はれざりしとおぼしくて、中昔にもすべて垂たりき、然るに近代になりて、又結あるは、いつのほどよりの事にかあらんとあり、此神代の風、人代にも傳はりて、かはらざりしは、十五代の神功皇后、筑紫の浦にて、神祇に祈玉ひしさまに、此髪分れて二ッとなれとて、御髪を解玉ひ、海に、濯ぎ玉ひし事あり、是一ッにむすび玉ひし髪を、両になして、男の美豆羅にあり給ひしなり、さて衣服のさまは、筒袖にして、長さ膝の邊までなりしなり、されば裳と云を、腰よりまとひて、裾の具としたるは論な





し、此裳と云は、褶にて、後に下裳とよみしもの也、上古宮人のさまの察知せらゝるは、雄略天皇の御製に、毛々志紀能、淤富美夜比登波、宇豆良登理、比禮登理加氣弖、麻那婆志良、裳由岐阿閇、爾波須受米、宇須受麻理韋弖、祁布母加母、佐加美豆久良斯、多加比加流、比能美夜比登、許登能加多理碁登母、許袁婆、此歌者天語歌也、故於此豐樂、譽三重婇而給多祿也云々、此一首にて、宮人のさま、比禮裙帶褶をつけしを、鶉とり鶺鴒などになぞらへて、詠給へるにていちじるし、又近き頃、東大寺三倉の御物、美人の圖ある御屛風を、摸寫したるとて、西京の或大人おくりこしたるを、さる人のみせられたるに、取あへず摸寫したり、是もすなはち同じ風也、

齊云、此細き帶の如きものは、比禮なるべし、右に示せる圖にて著明也、又腰にまとへるは、褶なり、髮は結髮なるべし、

漫録

楢の舍哥かたり（つゞき）

富田馬太

尾高高雅翁は、佐渡の人なり。壯年に及び、故ありて、上野國前橋にいたり松平侯に、仕へまつりぬ。哥は嗜むところなりしかば、折にふれたる詠作、秀逸なるもの頗多し。故をもて、近世の哥人として、尊敬するものあるに至る。藩士は言ふに及ばず、近在の好士ども、贄を奉じて詠哥の添削を乞ふ者、常に絶えざりしが、惜しい哉、天餘命を翁に假さず、四五年前を以て、歸らぬ旅路へおもむかれぬ、今かの國に在りて、風月を弄び、花鳥を友とせる者どもは、翁の教を受けざるは、稀ありとかや。余、このごろ暇を得て、其處に遊べるをもて、翁の遺族につきて、其の遺書を見、その門人によりて、翁が生前の傳記を明むるを得たり。即、翁の逸事として、末世の知らざるを知り、世の聞かざるを聞くこと、甚少しとせず。特に、哥論の如何を詳にせる快樂に至りては、他人の解すべからざる趣味あり。余は單に哥人の仲間として、尾高翁を見るのみならず、行政家の一人たるを、厚く信ずる者なり。これ或は、貫之ぬしが哥に巧妙にして、且經綸の策に富みしと對を取るも、大なる誤にはあらざるべし。然れども其の間の輕重軒輊に於きて、著き區別のあるべきは、論を俟た

ざる所なり。又その哥風をも、貫之ぬしと同じかるべしといふにはあらず。こは別に詳傳をつゞりて、批評する所あらん。

明治八年一月、門人ども哥合を催しゝことあり。これを三十番哥合といふ。翁、その優劣を判ずること、極めて周密に、頗有益のものあり。この故に、今その二三を抄出して、讀者の目を煩はすことゝなしぬ。然れども、余は只その判詞に價直あるを認むるまでにして、作者才力の如何は、決して問ふところにあらず。俊頼基俊、もしは、俊成定家の時代にありながらも、左右の作者は、哥よみの顔揃なりと、かぎられたるにあらざりしを知らば、三十番哥合の、何ものなるかを判斷するも、亦甚容易なるべし。かの小學に入りて、同等の教育を受けながらも、學才に不平均のことあるが如く、三十番哥合の作者中には、或は想像の豐富なるものもあるべく、感情の著大なるものも有るべきは、勿論なりと雖、余は少しく憚るところ有るをもて、今こゝに明言せず。讀者、請ふ自由に推測をめぐらしてよ。

さて、第九番、遠山霞に、左は、春たてば日ごとに遠くみよし野の山もかすみのおくとなりけり、右は、おぼゝしき神代の春もほの見えて霞さらへる高千穗の山。判詞に、おぼゝしきといふ詞は、中昔の物語ぶみにおほきことばにて、神代と申すにつゞくべきことあり、其例おもひ出侍らず。みよしの山に、かすみのおく、とりなしおもしろし。さてこゝは、おくとなりぬると申さまほし。右、

もし初五文字例などあらば、承らまほし。物わすれがちなる判者が、老いぼけたるあやまちとして、さる上は、持など申すべかめれど、さしわたりては、左を勝となしおくべきにこそ、といへり。おほゝしきといふ詞は、例のあるなしにかゝはらず、甚耳どほし。これを哥によみ入れし人の心こそ、反りておほゝしき次第にはありけれ。きらへるといへるも、萬葉時代には多く見ゆれど、年を經るにつれて、自然にすたれ行きたるをや。たとひおほゝしきは、咎めずとするも、四の句に至りて頓にくだけたり。世に腰折といふは、かゝる哥あればなるべし。

第十三番、馴不逢戀に、左、打とけしわらは遊の謎がたりなぞとけぬとはいふよしもなし、右、朝夕になれになれたる中ながらきみしおもふといふよしのなき。判詞に、ともにいふよしのなきとうちあげたるが、なか〳〵にいふよしある哥どもなりけり。左は、なぞといへらんからは、なきと結ぶべき定格ならずや。右は、君しおもふといへる、ことわり聞きとりがたし。腰句以下、すべてよろしからねば、左を以て勝と申すべし。といへり。實に、この右のは、わけのわからぬ哥なり。たとへば、以太利わたりの、漂流人めきたり。その物いひざま、通辨にもくるしむ所なり。第十六番の右に、膝の上に枕するまで馴れながらなほつま琴のねやぞつれなき。判詞に、膝の上に枕する、つま琴、萬葉集なる、わがひざのへに枕かん、などいへるおもかげうかびて、心ひかれ侍り。といへり。

あゝ戀情の哥にして、その實景をあらはす、此に至りて、その極端に達したりといふべし

（つゞく）

景山女誡（承前）

内藤燦聚　寄送

忠孝の道を辨ふべき事

君に忠を盡し、親に孝を盡すは、人の道の第一なり、「吾身ハ父母より受けたるものなれバ、父母は身の本なり、身ありても衣食住の三ツなければ、命をつなぐことあたはず、然るに、君より賜れる祿もて衣食とし、君より賜れる屋敷に住居して、雨風にもあたらず、飢寒の患をも、知ずして、世を渡りぬることとなれバ、君は命の本と知るべし、」（百姓職人商人のたぐひも、君恩にあらざれバ立つ事あたはざれば、國主領主を大切にすべし）男子の學問武藝などさまざまの事を習ふも、皆君と父母とに忠孝を盡さん爲の業なり、いかほど文武の藝能人にすぐれたりとも、忠孝の心なき人は、盜賊の刃物をもてるが如く、其の藝能反て惡逆のたすけとなるべし、殊に惡むべき事なり、」女子は他人の家に嫁ぐものなれバ、父母に事ふることを得ず、又君に事ふることもなき故、一人の夫を天の如く尊び仰ぎて、しかも舅姑に事ふるを、婦人の道の第一とす、夫れ男子は陽にして表をつかさどり、女子は陰にして内をつかさどるべき理なり、然るに女の心得あしくして、唄三絃などの淫聲を好み、又ハ佛道に迷ひて、物參などに日を費やしぬ

れば、必ず其の家風亂れて、後には家を滅すにも至るべし、それはどまでには至らずとも、朝夕衣食の世話、老人子供の養育、おろそかなれば、其の主たる者、家事に心引れて、專らに男子の職分を勤むる事あたはず、其の妻妾の心得うるはしくして、よく老を養ひ、幼きを育み、目下の者に情をかけ、朝夕の費を省きなどする時は、其の主たる者家事に心をわづらはす事なく、思ふまゝに其の職を勤め、忠孝を勵む事を得べし、されバ夫の忠孝を、助くるは女の忠孝にて、夫の忠孝を妨ぐるは、女の不忠不孝なり、仕官する者は女ながらも目のあたり君に事ふる事なれバ、其の君を天の如く、仰ぎて忠を盡すべし、」さて忠といひ、孝といひ、順といひ、貞といひて、其の名は違へども、其の道の源は一ッなり、譬へバ酒を瓶子に盛りて神に捧ぐるを神酒といひ、銚子にもりて酒宴に用る時、奥にては之をおさゝといひ、表にては之を御酒といふ、其の處により事によりて、名は違ひたれども、酒は酒にて同じ物なるが如く、君には忠といひ、父母には孝といひ、夫には順といひ、操を守るを貞といへども、其の源は己が心の誠一ッと知るべし、然るに其の誠の心うすくして、うはべのみとりかざり、人の見る所にては、目の上の人を敬ひ、物蔭にては之をおろそかにするのみならず、或は之を怨み、或は之を譏りなどするは、金銀の瓶子に、水を入れて神前に捧ぐるが如し、その僞をいかで神のしろしめさぬ事やあるべき、恐るべし、愼しむべし、

男女の別を正しうすべき事

男女の別とハ、夫婦のいと親しき中なりとも、よく尊卑内外の差別を明らかにして、みだりがはしきことなきやうに心得るをいふ、まして他人に於ては、ことさらに、其の差別を正しうすべきわざ也、されバ聖人の教にも、七歳になりぬれバ、男女席を同じうする事なく、飲食はいふもさらなり、手道具のたぐひまでも、女子は必女子の品のみ用る事なり、七歳八歳の子供は、未だ何心もなけれども、其の何心なき時より、其の別を教へ習はしむる事肝要なり、すべて人はならはしからにて、よくもあしくもなるものなれば、一間ばかりに寝起する、卑しき者の女子にても、幼年のうちより、女はかくの如きものぞと教へ諭すべし、昔より、世

の中衰へて、國天下の乱れぬるためしを見るに、大方は閨門の乱るゝにはじまる事なり、畏くも古へ朝廷の盛にまし〳〵て、天下を治め給ひし御代には、親王を初めまゐらせ、公卿の人々にも、みな文武の道を備へ給ひ、日本國中のみならず、海外なる夷狄までも、うちしたがへ給ひ、靡ぬ草木もなかりけるが、治れる御代久しきうちに、雲上の人々柔弱に流れ、男女の差別みだりになりゆきて、後には、公卿の人々あからさまに官女と戀歌をとりかはしなどするさへ、怪まぬばかりのあさましき世となりし故、武家起りて、天下の權を執る事とはなれり、さて武家も、はじめは皆武勇たくましくありしかども、其の末ハ又柔弱になりて、男女の別正しからず、遂に家を亡すにも至る、悲

むべし、我徳川家は、東照宮を初めまゐらせ、代々の將軍賢明にまし〱、閨門の正しきとも、古にすぐれたり、然れども中比太平の御代盛りあるあまりに、世の中奢りに流れ、閨門の事も得いひ難きさまにならんとせしに、享保の年、又昔に復し給ひ、今に其の跡に從ひ給ふとかや、三家を初め、皆其の風に從ふ中にも、吾家は閨門の正しきと、昔より他家にすぐれたり、されバ仕官する女子はさらなり、家中の女子も、男女の別を忽せにすべからざるとは、誰も心得あるべけれど、おはさらにつゝしみて、他家の手本にもなりぬべき程に、あらまほしき事なり、古き諺に、瓜田に履をいれず、李下に冠をたゞさず、といへり、瓜作りたる畠のあかへ履をいるれバ、うりぬすむと人に疑れ、すもゝの下にて冠の曲りたるを直せバ、すもゝの實やとると、人に思はれんとを恐れて、かゝる所にては、冠をたゞすべからず、履をもいるゝべからず、と敎へたるなり、この理を心得バ、男女の差別もみだるゝとなく、人にうしろ指さゝるゝともなかるべし、　（未完）

佐久間象山女訓（承前）

色部義太夫寄贈

をんなの、ちからわざすれバ、はねもとはく、ゆびもふとく、すがたいやしくなるものなれバ、ちからわざは、せぬ方よろしとも申ならはせど、のち〱、ものゝふのつまともならん身の、太刀長刀のあつかひ、一とほり心得ざるもいかゞなれば、

としせぬあひだに、師をえらびて、よき程に心得侍るべきなり、

さんは、いまの世には、いやしきわざのやうにのみ、おもふ人もあれど、いにしへの、りくげいのひとつにも侍れば、いさゝかいやしむべき事にあらず、のちに家をもち、内のまかなひをもする身なれバ、さんも、わり、かけ、じいうにして、ようたつ程に、こゝろえたるよろし、

ことひくあそびは、おのづから人の心をやはらげ、つれ〴〵なぐさむるたつきもあれば、わかきより習ひ侍るべし、たゞ三味は、そのさまいやしければ、ひくまじき也、殊に、うたふ詞もたはれて、人の心を、あしきかたにみちびくと、これよりはなはだしきはなし、よりて、ふゞしきかたに心ざす人は、もてあそぶまじきものとすると也、

女の見るべきふみも、世におほく侍れど、常に、をしへ草しるせしもの、見るにますとなし、もの語りぶみも、むかしいまのならはしをもわきまへ、人のよしあしをもしり、ものごとのそなへにもありて、よきこともおほけれど、みだりがはしき源氏物語のたぐひは、人の心をもうごかしやすく、かへつて見る人の、あだとなることも侍るべし、かゝるたぐひは、しんしやくあるべき事也、

からのふみも、力ある人は、四書、小學、女孝經、女論語、女戒閨範、列女傳の類、必ずよみてえきおほし、ちかきころは、かなもて譯したる本もあれバ、それにて見るもよろしき也、たゞ、女のいかにことひろく、わきまへたりとも、物しりがはにさ

し出て、もし言葉などいひ侍るは、見ぐるしく、にくげなり、すべてよそ人にむかひては、内はにして、むざとしたる事いはぬものとしるべし、

女のこゝろあら〳〵しく、はらたつまじき事もはらをたて、をかしからぬとも、けしからずわらひさわめき、わが心にあはぬときは、人をそしり、よきとあしき事につけて、人のうへをのみいひさたし、いはれまじきとをも、くちかましくいひののしるは、いとも〳〵はす〳〵し、かゝるふるまひの侍れバ、いかに、すがた形ちうるはしく、才のちならびなくとも、心ある人は、うとましくおもふ也、愼むべきのきはみとしるべし、見めかたちは、うまれつきなれば、よきもあしきも、かふべきやうはあらねど、身のわざ、こゝろのたしなみは、その人の心にしたがひ、いにしへのかしこき人にも、なほおよびぬべし、まづこゝろかたましからず、はしたなきふるまひなく、しなたをやかにあるべし、たちゐ、はしぢかゝらず、こゑをバ、かべよりほかにもらすべからず、わらふにも聲あげて、たかわらひするはあしき也、そうじて女は、こゑのほそきをよしとこそ、人もいふなれ、およそこゑのほそきは、やさしきものぞかし、はじめにしるせし、ゑんといふをしへ、すなはちこのこゝろ也、いかに、はらたゝしき事ありとも、大こゑして人をのゝしり、うちたゝきなどせん事、あるべき事にもあらず、すべてことバは、すくなきかたよろし、と〳〵のはしのみをあらはして、いひつくさぬこそ、心ふかく見え侍れ、言葉おほき

は、あやまりもおほく、こうくわいする事もすくなからぬ也、をとこだに、ことバおほきい、むかしよりいましめたり、まして女の身には、大くちなどきゝ、すこしにても、いつはりなんどいふこと、あるべき事にあらず、子をいましめ、うちのもの、さとし侍るにも、たかごゑなどすべからず、いくたびも、ものやはらかに、詞たゞしく、おだやかにあるべし、又身のたしなみをえうとす、いたゞきより、あしのうらにいたるまで、さわやかに、いさぎよく、かみにも身にも、あかつけず、かみはいかにもくろく、身はいかにもしろくあらんこそ、女のたしなみなれ、うまれつききよげなりとも、あかつきけがれぬれば、人はいとふもの也、殊に、なつはあせいづるにより、身もにほふなれば、しば〲ゆをつかひて、かみなどに、あかのつかぬやうあるべし、又ふゆはさむきゆゑ、人もおほかたは、をこたり、あかありて身もきたなし、よういふかきをよしとす、つめ、たえずきるべし、但、あまりふかづめは、むざきもの也、よき程よろし、

（未完）

庭の訓（承前）

背の舎主人

きみの御覺、かひ〲しく候はんにつけても、爭ふ人など候ては、御心くるしく候はん、また數ならで、ましのぼる夜の數遠く、あるかなきかも、しられ參らせ候はぬやうあることにて候とも、いかで、かたじけなき君の御事をと思しめして、うらめ

しげなる色、つゆも見え參らせ給ひ候はゞ、二歳も三とせも、色もかはらでさふらはせ給ひ候へ、○きみの御おぼえ云々、　きみは天子なり、御寵愛かひあるさまなるをいふ、○あらそふ人あど候てハ御心ぐるしく候はん、　寵をねたみ爭そふ人ありては、心づかひならんとなり、○また數ならで云々、　以下かずまへられぬ時のことを、あらましごとに數へらるゝなり、○ましのぼる夜の云々、　ましは、ますく〵といふ詞に同じ、のぼるは、禁中に上るにて、御夜づめの數、ますく〵遠くなりゆくなり、○いかで、何とかせんなり、○かたじけなき云々、勿體なき天子の御事なれバと、思はれよとあり、○つゆもみえ參らせ給ひ候はで、　うらめしき景色、すこしもなきなり、○色もかはらで、同じさまにて、あられよとなり、和泉式部、夫和泉守道貞にわすられける時、赤染衛門、いさめの歌に「うつろはでしばししのだの森をみよかへりもぞするくずのうら風」とよめるも、思ひ合すべし、心がろき女は、後悔の事あるべし、此趣源氏の品さだめにも委しくいへり、なほうき御心の程をも、みさだめ參らせ給ひなば、さるべきついでして、まうでさせ給ひて、みだりごゝち、ことぐ〵しきよしを、うるはしく奏せさせ、御さまうちかへて、しづかに御行ひ候へ、そむくとならバ障りなく、ねがはせおはしませ、うき世には思ひでもなく、後の世は暗きに迷はん、御ことのあまりに悲しく候ぞ、宮達ひとゝころも、

もち參らさせ給ひ候はゞ、心なぐさめて、すぐさせ給ひ候べく候、

○なほうき御心の程をも、　二三年堪忍ありて後、つれなき御心を見さだめ給はゞなり、○さるべき序して云々、　しかるべきをりを見て、參內したまひてあり、○かきみだり、　心地のあしきにて、病氣しきりなるよし、たゞしく奏し給へとなり、○御さまうちかへて云々、　尼になり給ひ、しづかに佛法の修行あれとなり、○そむくとならば云々、　かたちをそむくとならば、其形にて、一向うき世の障を離れて願ひ給へ、なまうかみにては、今世もいけるかひなく、後世は又、無明の暗に迷ひ給はんこと、俗にいふ一もとらず二もとらずにて、悲しきことなり、若しその腹に、若宮いでき給はゞ、またそれを御心の慰めぐさにて、帝の御つれなさも、其まゝにて過し給へとなり、

（未完）

庭の訓草（つゞき）

有住齊寄贈

第四には、姿はあしくともよし、心きよらかなれば、見にくからぬもの也、譬へば、おもてに錦をかざりても、心きたなくては、誠に見にくきものなり、是をうらうへにして、おもてにかざりなくとも、心をにしきにもたば、いつしか、うるはしき色の、おもてにあらはれ出て、あしきをつゝみ、うつくしきすがたに見るものなり、さりとて、よみ書につたなければ、時のはなしのことばにも、か

た言をいふ事なくして、め下の人にもあなづられ、誠に口をしき事あるゆゑに、手習ひ、よみもの、をこたらず、學び給ふべし、第五には、たち縫ひの事なり、女にして、自身の衣ものをぬふ事だに出來ぬは、誠にはづかしき事なり、女は親のもとに、いつ迄も居ることならねば、何事も勵みて、はやく覺ゆるやう、心かけ給ふべし、第六には、いとまあらバ、遊藝も學び給ふべし、是も又、年とりてのたのしみになればなり、そのうへ身に少しの藝もなくては、酒のむしろに在りて、人の後へのみまはり、無愛相氣にみえて、何となく、こころよからず、つひには、其座を退きて、ひとりつく〳〵と考へ、後悔する事あり、何にても好まむ事を、ならひ覺え給ふべし、たとへ衣裳道具など、なに程美麗なるものにても、火難盜難などある時は、一時にうするものなり、身に付たる藝は、いかなるものに出あふとも、うしなふ事なし、第七には、人にして、廉恥といふ事を知らぬは、鳥獸にひとしかるべし、此心のくらむは、多く欲情にあれば、吾分限をかへりみて、足る事をしるにしくはなし、此外の事は、女大學、女今川抔、よく〳〵心をつけて、讀み給ふべし、

齊云、此書は、殊さらに取出て、もてはやすべきふしはまじらねど、またいひがひなき、あだしごともまじらで、たとへば、若竹のすぐなるに習ひて、七葉のみどり、色ふかくみゆめり、近き頃は、女子修身鑑といふふみ出て、女子の道を、したしかにいひつくされたり、又女鑑、女學講義錄てふ、

これかれありて、めもあやある、をしへ草多かるをとて、塵壷にかいすてなん人も有べけれど、種種のふみは、いとまなき婦人の身には、わづらはしとて、簡單なる一ふしも、ひろはるゝ人もなきにあらじと、試に、評をそへて、貴社の雜誌の餘白を汚すになん有ける、

評云、第一條は、女子修身鑑巻三に、人の父母となりては、貴賤貧富に拘らず、誰も、賢き子をもち、立身出世させ、人より稱美されたきは、親々の通情也云々、

人多き人の中にも人ぞなき
人になれ人人になせ人

とあるに同じ意ばへあり、

第二條は、同鑑巻一に、父母の大切なる事は、誰も知る所なれども、孝行を盡すの道を知らざる故に、あまり馴れ親み、尊敬の心を忘れ、我意を貫さんが爲め、父母に忤らひ、父母を蔑にする者、世に寡からず云々、

世の中に思やれども子をこふる　紀貫之
おもひにまさる思なき哉、

這ばたて立ば歩めと老の身の　よみ人不知
我にはつもる年を忘れて

第三條は、古歌に、

時鳥人は言葉の多ければ　よみ人不知
品すくなしと一聲ぞなく

これらをも思ふべし、

（未完）

ふたおもて

井上頼文

奈良山のこのてがしはのふたおもに
かにもかくにもねぢけ人のとも

と萬葉集、卷の十六に見えて、こは、佞人を謗る歌とあり。このてがしはゝ、兒の手を廣げたるに似たる故にいひ、ふたおもは、兩面にて、風などに表裏見ゆるをいふ。さて、この歌の意を、幼兒の動作につきていはゞ、教師の目前などにては、平常もかくぞと、殊さらにおとなしく振舞ど、そのかげの見えぬ所にては、はしたなき、わろあがきする狀などを指せるなり。かゝる擧動は、さもあらぬことの樣なれど、そのいつはり飾る癖の、いつしか性となりて、遂に兩面なる人となり果るなり。試にふたおもてなる人の、ものいふ樣を、よそめより見たまへ、いとかたはらいたきものなり。それ初めて對へる人、また、しな高き人と、物語するをりは更にて、隔てなく、睦ぶべき朋友とかたらふをりだに、只ともが意に忤はざらんことをのみつとめ、その朋友の心得あやまれることと、または思ひたがへることのあらんにも、そを解きわきまへ、その心得たがへ、思ひ惑へるふしを、忠告んとする懇切ごゝろはなく、たゞ、善きにまれ、悪きにまれ、仰せかしこみ侍る、うべ、みをしへの如く、さあらでは合はぬことわりに侍り、わなみもとくより、さは思ひ侍るものから、いま、みをしへをうけ給はりて、いよ〳〵明瞭になり侍りぬなど、うべ〳〵しく、心にしみたる樣にもてな

しつゝ、同じころざまのともの訪へるをりなどには、さきつ日、かの人のしかいへれど、そはたがへり、わがみはかくぞ覺ゆる、ひたむきにかの人の如く、人のいへらんこと〴〵、みながらまさごとゝ、聞きとらるゝことの暗愚さよ、かの人の如く思慮あさきは、さばかり學びの力ありとも、わなみらが朋友とするに足らずなど、かたみにいひのゝしりつゝ、そのともの歸りさりしのちには、またその朋友のことを、かにかく後言すめり。かかる人を面從後言とも、兩面とも、俚言に陰ひなたともいひて、つら憎く、かたはらいたきものゝ極みなり。こゝに、さる人の心をため直さんのすさびにや、はやあき例の黄表紙ながら、兩面と題せる書あり。(作者は、かの、ひざ栗毛をものせし、十編舍一九にして、寛政十三年の印行なり。)よく、さる人の心ぐせをあなぐり記したり。いまその一條を摘錄す。

人間萬事うしろ面の所作の如く、うつくしき田舍娘子の云々、忽ち、うしろをふりむいて、狐となり人をばかす、おもては人に見ゆれども、うらは人の眼にかゝらぬ所なれば、なほ氣をつくるが、その人のたしなみなり。黒つむぎの上下したに、かたびらを以てうらとし、ぶつさき羽織のうらには、のしめの舊きを用ゐること、おさだまりなり、おなじうらでも、その用をなす故に、人も見ゆることなり。たゞ人の心にうらおもてなきを、詮とおもひ給ふべし。云々

このところ、作者(一九)がうしろめんの所作

を見て、はてなアといふみにて、云々

文林

夏月　東久世通禧

かやり火のけぶりの隈も夏のよの
更けゆく月の影のすゞしさ

月前水鶏　黒田清綱

我がやどのいけの中島つきてりて
くひな鳴夜のおもしろき哉

橘媛　高崎正風

わだ波をうち沈めしもたちばなの
身をすてたりし功なりけり

鳥籠　小出粲

とぶ鳥も今はやすげにみゆるかな
此は習しのよにこそありけれ

橘媛　坂正臣

身を捨し君がいさをによりてこそ
みこの御船は岸につきけれ

閑庭の夏　林甕臣

水みればながれも涼しこゝろきけば
せみも涼しな木がくれの宿

祇王祇女　上地信光

うつりゆく世の浮雲はのがれても

嵯峨野の秋や猶うかりけん

袈裟前　佐々　豊水

くろかみのみだれぬ姿ひとすぢの
心のかゝみひかりさやけし

橘媛　税所　敦子

沈みけん波間のつきはくさなぎの
つるぎにたぐふ光なるらん

小池　道子

わたづみのかみの心もなぎぬらん
身をしづめたるきみが誠に

鯉　尾崎すう子

親のためこほりにふしゝ人の子の
とりえし魚もわりと社きけ

戀歌は詠むべからず

林　甕臣

理論的に、理屈並べて、異見言ひ、小言いふは、愚なり。感情的に、面白がらせて、誡むる、良し。とかく世の中は、右と言へば、左。爲るなと言へば、仕たがる。また抑へつくれば、頭持たげ、持ちあげて、わしらへば腰を低くす。よろづに考へわたして、悟れかし。人皆おぼえ有るべし。見やすき理なり。ものは、四角ばるべからず。天地の圓さに、若かず。もとめて强ふる、感心せず。打任かせたる、なか〳〵に、まされり。されば、感情に、訴ふるばかり、人の魂を動かし。心の底にしみわたらしむるは、無し。歌は、すなはち喜怒哀樂を感情に訴ふる具なり。ゆゑに人を馬鹿にもし、利

口にもし、惡にも善にも、導くに、力あるは、歌なり。貫之ぬそも、「天地を動かし、鬼神を哭かしむ。」とさへ言はれしに有らずや。されば、歌ばかり德性を涵養し、風敎を感化するに、預りて、力あるものは、有らじ。ゆゑにようせずば、風敎を害し、德性を、みだすも、また推して知られたり。世に懸てふ歌の題、與へて、をみな兒どもに詠まするは、何ごとぞや。いかなる考へにか。俗曲の鄙野猥褻のうたども、酒のむしろ、ことほぎのたたみ、などに、ざれくつがへらんに、何ぞ異あるべき。はゝゑまんも、苦々し。腹かゝへんも、お坐が醒めたり。

姫島日記第二一（つゞき）

故　野村望東子

彼のかゞみ山、峯たひらかに、南に見えて、西のかたは高し、まひんがしの方は、唐津、しかゝの浦、よしひの浦の、うきたけうち越して、松浦なるひれふる山など、峯のみぞ見ゆる、蜑の家居、ななめに、ひとつふたつ屋根のみ見えたるも、所につけてをかしうも、珍づらしうもありながら、かかる折柄ならずは、いかに樂しからん、彼の浦々山々のかたは、怡土島の郡なりけり、筑前のくにの中ながら、今はからつしま、あるは新御料になれりとか、うきたけのふもと、松原の白濱より、つゞけるうら〳〵、唯ひと筋の糸の如し、よしひのうきたけありと、蜑がいへば、

うきたけの名に物もへば里の名の

よしひもわしの浦と社みれ

いみじう侘びしかりける夜に、すべなくて、たゞかきに書いつけたる中に、

さま〴〵にみつゝ過ぎこし夢のよの
　すゑ白波のうきねこそなけ

さゆるよは猶や思はんかたるらん
　故郷人のわれやいかにと

やねおほふたふの葉おつる音だにも
　心にかゝる波のよる〳〵

あけはて見るに、文字あやなくて、讀みがたきさへあぢきなし、晝はひねもす、海山にむかひて、唯かなにかいつくるぞ、果なき言のみこそ、いで來めれ、

島ごとにさもみえたるをおのれのみ
　なのりて海にうきたけの山

ひめ島のたつせの波の音聞けば
　こゝも鳴門の海には有けり

いとひにしすきまの風も幾筋か
　みをいるばかりいる人や哉

ねまちばかり、やをら風しづまりて、霞さへ立ちわたり、波もなし、

きれ〴〵にあるかと思ふ玉のをも
　冬の小春のつかねがはなる

夕さりがた、いたくあらしたるに、釣舟あまたこぎ出づ、

冬のよのあらしにもうく釣舟を
　見バひとやの我ぞやすけき

老いたる海士が、釣舟を新につくりたれば、悦び

の歌とて、請ひぬるに、

わたづみの波を静に舟うけて
いく千萬のうをかうるらん

荒れまさる浪のおと、聞き馴れぬこゝろには、いみじきに、此の夕べいでにし舟、いかになど思ひやられて、はたくりごとを、

嵐吹くよはの釣ふね思ひやれば
くらき人やにぬるは物かは

衣などもて、風ふたぎて居たるに、猶吹きいる風、得しのぎ難くて、

まどのとのすき間にかけし故衣
まほに吹いるゝ沖のしほ風

小川といふ所のくじら舟、あまた漕ぎつれて、鯨をおひゆくを見て、

からきしほふかずば鯨わた中に
わりともいかで人しらんやは

小川にもくじらすみなば小島にも
人てふ人のあるがしられず

あまの女が心ありげに、早梅の枝をおこせければ、

たをやめが心の香さへ折そへて
人やに匂ふ冬のうめが香

と書付けてやりたれば、甚う珍らしがりて、持てはやすめり、

（未完）

雜報

●聖徳萬歳　この月十五日、周布兵庫縣知事、關徳島縣知事は、井上内務大臣と共に、御前に伺候し奉り、各其の縣下の細地圖を、御前の卓上に捧げ、其の圖に就きて、具に、河川の流域、堤防道路の破壊の箇所、及び其の破壊浸水の状況、家屋流失、溺死人の慘状、田畑被害の實況、罹災窮民の有樣など、いと詳しう、奏上に及びたるに、かしこくも至尊　陛下には、被害地の寫眞を、御手に取らせ賜ひ、猶種々の御下問あらせられたる末、涯りなき御仁慈の御沙汰をさへ、下し玉へりとぞ承り奉る。先には侍從を發遣せられ、今又此の御下問を辱うす。嗚呼　聖恩の優渥なるは、今に初めぬことながら、こを拜承し奉り、感泣に咽び奉るもの、豈兩縣下の民草のみに限らめやは。

●歸省の諸孃　この七月八月の暑中には、涼しき山のかげおひて、清き渚の海を尋ねて、避暑に、療養に、いでたゝせる諸孃の外には、久しく溫凊の義務を欠き給へる父母を、歸省せられし方も多かりなん。おめがはりせで、いとすくやかなる父母は、諸孃を門邊にまちつけて、その無事にいそしめりしを祝ひつゝ、食物の甘きものは言ふも更なり、萬心ゆくものに氣つけて、慰勞し給ふなるべし。父母の養育の恩は、海山もえ及ばぬに、留學中は、奉事の務さへかけるを、かくまでに心づかひし給ふは、有難しとも有難き事ならずや。こを思はゝ、諸孃の中には、はる〴〵都にまで上り來て、緊要なる學科を打ちすておきて、音樂唱歌の如きに、心を專らにし、院本小說などに、氣を奪

はれ、いと貴重なる光陰を、あだにのみ過しつることの、口惜く歎かるゝ人もあるべし。されど、過去の事は追ふべからずとかや。かゝる人は休暇のほども、僅にしあれバ、再び都に上りたらん折は、心を改めて、音樂唱歌、及び院本小說にひきかへて、女子の本分とすべき學科に、心を專らにし、氣を奪はれねかし。諸孃の父母は、諸孃の成業の日を指をりかぞへて、今より、親戚知人に、うち語り給へるぞかし。

●悪きものと、面向しきもの　世に悪きものは種々あるべけれど、容貌賤からず、衣服うるはしく、頭のかざりより、足のものまで足らはぬ所なく装ひ立てゝ、打見にも貴女令孃と思はるゝ人の、詞つかひ鄙しく、禮儀正しからぬより、悪きものはあらざるべし。又、おむかしきものも、さま〴〵なるべしといへども、貧しう暮せる家に、年ごろなるをと女の、身につゞれをまとひ、髮も亂れたるを、かきわけたるまゝなるが、其不遇を恨む氣色もなく、立ゐふるまひしとやかに、詞やさしく、父母に事ふるは、おむかしき中の、もともおむかしきものなるべし。

●秋風たちぬ　晝の間の暑さは、さながら、金をも鎔かすやうなれど、時の氣の至れるにや。朝な夕なにそよふく風は、袂すゞしく覺えそめぬ。はやくも秋は來たるめり。木草の實も、大方は、成熟すべき時とはなりぬ。あはれ、世の女等よ。此の春かけて、物學びにいそしみ給へりしが、夏の日の暑さをも、恙なく凌ぎえ給ひて、實を結びつ

べき用意をば調へ給ひしか。秋風は既に立ちぬ。心無き木草は、必その實を結びつべくなりぬるに、

●みやこのつと　先つ頃よりの暑中休業には、都に住み給へる女等の、暑さしのぎにとて、西に東に、海に山に、己がじゝ、出でたち給ひしも多かるべし。さて、この女等の、都のつとにし給ふは、如何なるものならむ。甘き食物、美しき衣服は、都の中にいと多かり。珍しき弄物、妙なる器物も、亦、都には無きもの無し。たとひ、これらの中にて、宜はしき物ありとも、吾人は信ず。女等が、かゝる少きつとには、必滿足給はぬを、女等は、海邊に行きては、海人の少女が、手も足も、照る日に曝し、水に浸して、漁る業に勤めるを見給ひしならむ。山に入りては、賤の女が、つづれの衣を身に纏ひ、菅の編笠うち被りて、薪こり、畑耕せるをも見給ひしあらむ。深窓の中に成長りて、箸と筆とより重き物持ち給はぬ女等の眼には、これに增して珍しきものは非るべし。この珍しき話は、實に、女等が、都のつとにし給ふべき最も尊き物にぞあんなる。これ、たゞに、その珍しきが爲のみにはあらず、女等が他人にも我が身にも、勤み勉むる心を起さしむるには、此上なき材料となるべければなり。

●恐ろしきもの　いたく年老いたる女の、眉をも剃らず、齒ぐろめをもせざる。燈も携へで、夜獨行く女。まして、山の中道、森の木影などに行き遇ひたる、如何なる心地かはせむ。我が夫にても、外の人にても、物爭ひして、打ちはしたなめ

られしにやあらむ。髪かき亂し、帶うち解きて、しどろもどろあるに、泣き聲いと高やかに、わが敵を罵り立てたる、さすがに、哀れさも覺ゆれど、初の程は、如何ばかり猛かりけむと、先、いと恐ろし。舅姑に和き順はぬ女。それも、今樣の物學びしたるは、此の事は然あり。かの事はかくなりなど、鼻うごめかして敎へだてをし、少し、我が心に適はぬ事など言はれたる折は、そは道理に合はず。西洋にては、かゝる事あらじなど、言ひあらがひ、又、少しにても、もどかれたらむには、眼怒らせ、肩うち張りて、嚙みつくばかりに、叫びかゝる。恐ろしきが中にも、いと〳〵恐ろし。

女正二位乎内一、
男正二位乎外一、
男女正、天地
之大義也、

餘芳

みくるまのあと

十二日、よべより雨ふりたれど、今朝は、雲間みえそめて、やゝ、はれんとす。きのふにひきかへて、北かぜいと寒し。山内書記官、奈良へ行く。こは、大和行啓のためなるべし。午後一時より、うへ、宮、もろともに、山階の宮の家にわたらせ給ふ。みともも例の如し。おとゞはじめ、京都滋賀の知事なども、皆めされたり。このみこは、まれなるよはひに、おはしませど、いとすくよかに、おはしまして、おほやけざまにも、よろづまめ〳〵しう、つかへまつり給ふを、うへ、宮にも、ことに、おもほし給ふなるべし。けふのおほんまうけに、舞臺など、しつらひ給ひて、能樂御覧ぜさせ給ふ。みけしき、いとうるはし。みこの家の、をとこ女より、能役者へも、祿たまひぬ。午後六時過るころ、能樂はてゝ、おほみき、ならびに、おもの奉りたまふ。あるじのみこをはじめ、みこたち、おとゞ、その外、やごとなきかぎりは、みな、おほんまへにて、みきたまはる。かく、日月の光を、ならべひかへさせ

給へる。みこの家の、めいぼくなるべし。八時過るころ、うへ、宮、もろともに、かへらせ給ふ。今日ひと日、村雨たちたれど、雨もさのみはふらず、御あるじは、さるものにて、みとものものまでも、たよりよかりき、みおくりし奉りて、やどりにかへりしは、九時過なり。

十三日、天氣よし。朝とく、山階の宮、きのふわたらせ給ひし、かしこまり申に、まうのぼり給ひぬ。けふは、いでましもなし。日曜日にさへあれば、とくまかでぬ。今日、京都のあらはしに、十三まゐりとて、十三になるをとこ女、嵯峨のこくうざうにまゐりて、さいはひを、ゐのることとなり。ことに、休暇日なれば、子どもにひかれて、よめも、しうとめも、そでをつらねてまゐる。いとにぎはし。おのれも、ともたちに、そゝのがされて行たれど、嵐山のはなも、のこりなければ、天龍寺へ行く。處のさま、ものさびて、昔ゆかしうおぼゆ。後嵯峨、龜山のみかどの、みさゝぎををがみ奉りて、寶物などみる。おほかたは書畫なり。ゆかしとおぼゆるも、おほかり。この寺もる法師は、ともたちのしるひとにて、茶、くだものなどいだして、もてなす。先帝のおほんよの末、兵火にかゝりて、やけたりし、むかしがたりなどす。

げに、いくばくもへざる、とし月なれど、かく、めでたきおほみよにくらぶれば、おなじ世界とも、おぼえずかし。

うきしづむうき世のさがをいくそたびかぞへきつらん龜のをの山。」か丶るわたくしごとは、か丶でもありぬべけれど、みな、こたびの、みめぐみのあまりなれば、忘れはてんも、さすがにてなん。今宵、山内書記官、奈良よりかへる。

十四日、小雨。例の、うちにまゐることなし。

十五日、雨。佐世保、呉の鎭守府へ行幸、奈良、兵庫縣へ行啓仰いださる。京都御發輦は、ともに、十八日とさだめらる。おのれも、行啓のみとも、つかうまつるべく、さらに、おほせくださる。

十六日、雨はれず、さみだれめきたり。今日は、うちのおと丶のおほんち丶君、忠成公の、三十年の祭にて、宮よりも、梨木神社へ、山内書記官を、みつかひにつかはされて、幣帛料、神饌料をたまふ。おと丶も、このころ京都におはしまして、したしく、つかうまつり給ふ。今宵、府知事、みともの判任官を、八坂の中村樓によぶ。

十七日、雨はれたり。いとあたゝけし。午後二時より、宮、桂離宮へわたらせ給ふ。みとも例の如し。ことに、召させられたるは、有栖川のみや、山階のみや、小松のみや、ならびに、御息所をはじめ、うちのおとゞ、北垣府知事などなり。此かた〴〵は、先に離宮にまゐりて、まち奉る。みかどいでさせ給ひて、堺町を三條へ、大宮を七條より、西にをれて、桂にわたらせ給ふ。道々、さとびとの迎へ奉ること、例の如し。桂川の橋も、先つとしの洪水に、そこなはれて、近きころ、つくりあらためられたり。ありしには似ず、いと、いかめしきはしなり。離宮には、人々、みかどの外に迎へ奉る。例のみくるまよせより、いらせたまふ。けふのおまし所は、御幸殿にて、召されたるかた〴〵は、古書院にさぶらひ給ふ。しばし、いこはせ給ひて、宮には、古書院のすのこより、おりさせ給ひて、御園のうちを、あゆませ給ふ。宇田とのものすけ、冷泉殿掌、案内し奉る。みともには、みこたち、おとゞ、みな、つかうまつり給ふ。先、月波樓より、御池の柴ばしをわたりて、紅葉山、そてつ山をへて、かの名たかき、二重升の手水鉢など御覽じ、御池のきし、ながれ手水のほとりを過て、松琴亭へいらせ給ひ、こゝにて、しばし、いこはせ給ふ。それより又は

しをわたりて、島山のそば道をめぐり、賞花亭の御茶やにわたらせ給ふ。軒に、たつたやとしるしたるのれんは、尊朝親王の御筆なり。それより、島山をくだりて、南さまに、園林院にわたらせ給ふ。この御堂のまへに、八重ざくらの、ちりのこりたるが、今日の行啓を、まちゑがほなる、いとをかし。園のうちは、おほかた、夏めきたる若葉のなかに、たゞ、一木のこれるが、ことに、あはれなるに、明日行啓あるべき、奈良の都の、たねなりとさへいふに、人々、めとまりけんかし。それより、笑喜軒にて、しばし、いこはせ給ひて、やがて、もとのすのこより、おましにかへらせ給ふ。御かた／＼は、古書院にて、みき給はる。宮もわたらせ給ひて、おほせでとなどあり。みともの高等官も、みきたまはる。ことはてゝ、午後五時五十分に、かへらせ給ふ。おほんおくり、みこたち、おとゞ、つかうまつり給ふ。この離宮は、豊臣關白の、八條のみこのために、小堀遠江守におほせて、つくらしめしにて、早くより、世にありがたきものに、もてはやされて、今の世の、庭園のゝりとも、あふぐめり。園のうちは、更にもいはず、殿つくりよりはじめて、おろかなるふしなく、名たかき工の、こゝろをつくしたる、障子のゑ、かなものまで、すべてならず。こ

のとの丶ことは、べちに、くはしく、しるせるものあれば、もらしつ。けふは、天氣ことによく、ちりばかりの雲もなく、にはかに、夏めきたる空のけしきに、おはんうちは丶、なきかなど、女房の、あつがりわりきしも、をかしかりき。おのれは、かへらせ給ひしあとにて、けふわたらせ給へる、み園のうちの、道のついでなど、宇田とのものすけにつきて、うけ給はりつ丶、しるす。やどりに、かへりたれば、ともしびつきたり。明日は、奈良にた丶せ給ふにつけても、しばしのほどなれど、京都にありつきて、更に、たびたつこ丶ちす。人々、そゞろきたちて、やどのうち、いとさわがし。

十八日、天氣ことによし。たれも〳〵、とく起て、御所にまゐる。かねて、みさだめの如く、うへは、午前六時四十分に、みかどいでさせ給ひて、停車場にいたらせ給ふ。宮には、八時にた丶せ給ふ。榑のないしの、京都にのこるとて、

いでましをいはひながらもさびしさにのこるたもとをぬらしけるかな。」ことわりなりかし。みとも例の如し。府知事のかはりには、尾越書記官、みあとにしたがひ、警部は、みさきつかうまつること、つねのごとし。たゞちに、ふしみのかたへ

と、いでます。しばしのほどの、御わかれなれど、おなじ日に、いでたゝせたまひて、西南に、行わかれさせたまふらん、みくるまのうちにも、いかに、おほんかへりみがちに、おはしますらんかし。みとものものも、これまで、おなじやどりに、起ふしゝたるものゝ、かた〳〵に、したがひ奉りて、わかれ行ほど、さすがに、なごりをしうなん。京都を、はなれさせたまへば、伏見の工兵營所より、儀伏兵そこばく、藤森まで、御迎にいでたり。やがて、墨染を過て、營所にいたらせ給ふ。おまし所は。集會所にて、せまけれど、いときよらに、しなしたり。おましは南向にて、東のかたに庭あり。池に、金魚、あまたはなてり。牡丹の花の盛なるに、櫻のおくれたるあともみゆ。しばらく、いこはせ給ひて、十時五十分に、こゝをたゝせたまふ。それより、淀川の觀月橋のもとにて、みくるま、おりさせたまひて、はしのうへを、なからばかり、あゆませたまへるとき、川中より、ひゞきて、水雷火おこる。川瀬の水、ましろになりて、あがること五十尺ばかり、うちつゞきて、みたびよたび、あがりたり。宮も、めづらしとや、御覽じけん。しばし、はしの上に、やすらはせたまへば、御床几など奉る。ことはてゝ、又みくるまにめさせたまふ。これよ

り、たゞちに、堤つたひに、向島、下島、上島、槇の島をへて、宇治にわたらせたまふ。日かげのどかに、うちかすみて、川原のけしき、えもいはずをかし。馬はあれどゝいひし、こはたのさと、岡のやのあたりなど、ほのかにみゆ。朝日山も、いと近し。それより、宇治橋のつめなる、萬碧樓に、いこはせたまふ。こゝにて、ひるのおもの奉る。此家より見れバ、川のけしき、更によし。舟の、さしによこたはれるをみて、柳のないし、

みくるまのかよふみちにやいでぬらんさす人もなし宇治の川舟。」

教の庭

八月二十日兼題　露似玉

（天地人のほかは原稿到着順なり）

天

朝風ににはのはきむら打ちゆらき
おつる露さへ玉とみえつゝ　木下　安子

地

はきの戸の花におきたるしら露は
錦にそへしたまかとも見ゆ　師岡千代子

人

秋の田の稲葉ゆたかにかせふきて
おける白つゆ玉とちるなり　西澤みと子

かきりなきたまとそ見ゆる久方の　彌石　琴子

月にきらめく野邊のしら露
わか竹の葉末をわたるあきかせに　松野賀津代
落つる白露たまとみえけり
朝な／＼色あるたまとみゆるかな　西澤　靜春
はきにおきたる野邊の白露
糸すゝき風ふかぬまはぬきとめし　大森　峯子
たまかとはかり露むすふ也
吹く風にむすひかへつゝおく露の　山代よし子
あたら玉ちる秋ののへかな
ふく風にうちゆらきつゝ八千草に　黒川うめ子
置きまさりたるつゆの白玉
五百津玉貫ぬきとめしはしりての　相良もと子
いなはの露は風もよきなん
くさの露ふかく思へはかなしきに　勝家　貞子
手にはとられぬ玉と社みめ

あきの野における白露いかなれは　師岡師賀子
玉とみゆらんおけるしら露
八千草のたまあすつゆに影やとす　稻田その子
つきの上にゝ風こゝろせよ
つゆふかく思へは更にかなしきを　稻田　春江
玉なりけりととりて社みめ
玉あれとおもひはてらぬ白つゆや　稻田　君子
とてろ撰らはてかす結ふ也
庭の面のくさにもつゆの玉しくは　松田　靜枝
いかなる人の住めはある亂
夕風にかつちるたまとつゆしらて　松田　八重
うきをさとらぬ月宿りけん
いと萩のむすひとめたる白つゆは　松田　節江
風吹かぬまの玉とみえつゝ
露なからをりてかさせはいと萩の　佐々有鄰子

しゝにぬきとる玉そ散ける

はちす葉の上より上にちるつゆは　中村　友子
音さへ玉にまかひつるかな

あめはれしあしたに見れは柳はら　川井田さよ子
玉のはやしとなりにける哉

手にとれぬ玉とこそみれわき萩の　山下たけ子
はすゑに月のやとるしら露

おく露も玉とみえつゝわきののは　佐田ひさ子
月の夜頃そとふへかりける

吾か宿のあさちか原におくつゆは　福木いね子
さなから玉にまかひぬる哉

おく露は玉かとみえてあきの野の　高井　孟子
千草の花のかすそましぬる

まつか枝のはすゑにむすふ白露は　青木　燦子
貫きとめぬたまかとそみる

庭の面にてりそふ月にかけみえて　西山ふみ子
くさはの上に玉そみたるゝ

みとりこき常盤の松におくつゆは　高橋　政子
消えぬ限りを玉とみてまし

ま玉なすにはの小草のしらつゆは　阪　幸子
風吹かぬまに見るへかり鳬

玉やあると立より見れは庭もせの　山田　先子
はきのは末の露にさりける

さなからに玉かとそみる秋の野の　廣田　留子
花のにしきにおける朝つゆ

八月廿日兼題　清紫優劣論

天　師岡すか子

文學のみさかりなりきといふ一條の帝の御代にハ

すぐれたる女房たちいと多かりされど紫式部清少納言の二人には立ちならぶものやなかりけむ式部が物せし源氏の物語納言がしるしゝ枕の双紙など筆つかひのたぐひなき後の世の人のかけても及ばぬ事なりかしさてこそ世に清紫とならべ稱へてしたふもうべなることなりけれはた納言の皇后の宮に式部の中宮につかへまつりて何れも御おぼえめでたかりしを思ふに忠實なりし程もまさりおとりやわらざりけむされど香爐峯のしら雪目さむる心地すれどなほ若紫のゆかりの色にくらべてはこゝろあは〳〵しくやゆるさゞりし逢坂の關の戸よりあけざりし槇の板戸のおとやたかゝりなむ花にまがへてふる雪の色たゞならねど人に折られぬ梅が香のにほひやふかゝりなむすべて優にゆかしく色も香もあはせずなつかしきはむさしのならねど紫の一本になむとひとり思へど世の人の心々のほどはいかゞあらん

地

松田　靜枝

おもひ起せばはや千年ばかりのむかしなりけり御代は靜けく四もの海ばら波おだやかなるまゝかしこき政廳も有明の月に笙を吹き風前の花に琴を彈く玉のうてなとなりけん一首の歌に心なき鬼神をも泣かしむるの力あれど國を治め民を濟ふの道すら知らぬ大臣あり一曲の琴に梁の塵を動かす能あれども太刀をだに拔くすべしらぬ將軍ありはかなやかゝる代の水に誘はれて此の代の女子も紫宸殿のほとり左近の櫻に浮れて菅の根の春の日ながしとも思はず弘徽殿の下禁裏の月を眺めて心淋しき

秋の夜みじかしとかこちさては雪かと見えて空に落ちくる花の香ひにも眞萩みだるゝ秋の野に玉章もてる鴈の聲にも紅葉いろ濃き山懐に哀れを送る掉鹿の音にも戀てふ心もて歌に文に其思ひをつゞりいでぬ歌にまれ文にまれかく心をよするはいともよろこばしき事にしあれどこれと共に女の道のすたれ行しこそかへすがへすも口惜しけれ時の中宮上東門院につかへまつりし才女だに女の行ひを踏み違へてあはれ梨壺なる元輔朝臣が子と聞えし清少納言も其操を失ひて露あやしまざりきとかやあはれあはれあはれ此の代の有さま今よりおもひやるだに

さるに紫式部のかゝる代に生れながら其風にも染まず世を歎き人を誡めたる事よなつかしともなつかし五十四帖の筆のあやは今も尙かたみに殘りて其が操をほこり顔なりあはれ誰ありて式部にまさる女あらん石山の月の光長なへに此の水莖の跡をてらしむらさきのゆかりの色は今も尙なつかしく朽ちせざるまた故あるかな

八　　佐々有鄰子

源氏物語をひもとき枕双紙をひらきおのが心のひきひき二女の意を春の曙ほがらほがらに雨夜のいとしめやかに品さだめしてみんとするありそもそも紫式部は藤原氏の專權を深くいきどほりて光源氏君といふ皇族を推尊て才といひ位といひ藤原氏の上に立て朝廷のみいづはかくあらまほしと心の底を筆にあやなして世の中を長息(なげき)つれど清少納言は駿馬の骨はかはずやなどゝ口にまかせて短簡に

朝けんのしぼめる世の中をかなしみぬるをつらつらおもへば式部にもまさりて雄々しくこそ

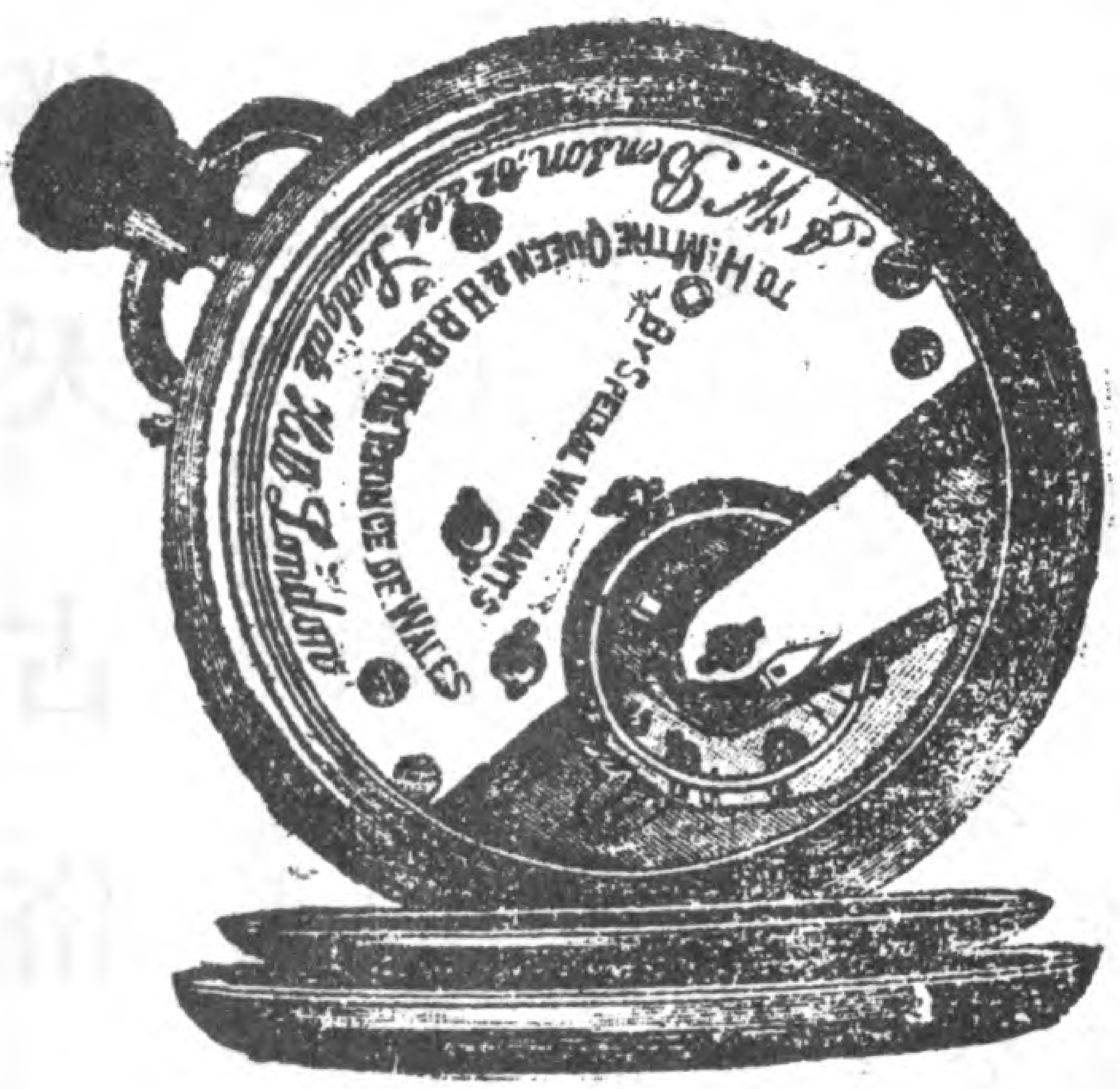
勝家　貞子

延喜の御代より前つ方は唐文大にその勢をほしいまゝにし朝となく野となく人といふ人の限りは皆其方にのみ心を用ゐたりしにや、後つ方にいたりては大和文盛に行はれ其勢にはかに一變して古へさまに立ちかへりたりされば當時文學を以て名あるものは四納言六歌仙を首として古今集撰者梨壺の五人はいふもさらながら中にも紫式部の博識と淸少納言の敏才には山鳥の尾のいと長き今の御代までもてはやさるゝものにしあれば長き夜の慰さにまぎれて兩女の上を品定めせんとて論ひぬさて古より紫式部といへバこよなう尊びもてはやし淸少納言としいへば無下にいやしみていひおとしたりけりこれ何故ぞや式部は其才學のすぐれたるはいふまでもなく其父の男子ならぬこそ口惜しけれといはれしにても推し計らるべけれど納言も其才學の程はをさ／＼式部におとるまじきを式部は其性いと順良といと謙遜にして其才名の世に知らるるをいとひ知りしとも知らぬがほし女の身なれバ女の如くせんと深く其才をつゝみかくしたるに納言は其性活潑にて口いとまめやかに常に男をも男とおもはずして大和唐土の古事をひき出でゝ頻りに論ひをなせり定家卿が花を捨て實をとりたるなりといふ百首の内にも式部のは「めぐり逢て見しやそれともわかぬまに雲かくれにし夜半の月かな」と見え納言のも「夜をこめて鳥のそらねは

かるとも世に逢坂の關はゆるさじ」と見えたるまとに兩女の性をあらはしたるものなりさて其かきのこしたる源氏物語と枕草紙とを比ぶるも式部の源氏は文の体いと優にして柔かに事を述ぶる細かに其意を盡し物を序づる密に其心を寫し人情をくみては其ゆかしき奥までも探りきはめ人倫を説きては人の行ふべきと爲すべからざるとまでもつまびらかにかきいでゝ順柔なれバにや句毎に温厚和平の氣象あらはれ章毎に艶麗華美の風光おのづからそひたり納言の草紙は文の体いたく嚴にして深く潔かに事を述ぶるは粗なれども其意をバしかすがに盡し物を序るは簡なれども其心しらひは巧に知られたり其綴りなせる章句は百度千たびも變りゆきいよ〳〵いでゝはます〳〵妙にして字を合すると凡て略なれバ峭はしく概ね簡潔を以て一部の骨髓とはなしぬかく源氏と草紙とは其体に於て違ふものにしあれば世の文よむ人古より孰れか優れる孰れか劣れるの疑ひありて或は源氏を優なりとし或は草紙の方おもしろからんといひしらがひて世の一對とはなしたりさるを世の人々の式部を尊びて源氏を愛で納言を卑しみて草紙を愛でざるは何故ぞや源氏はよく人情を巧に寫しいだしておかしきにもせよこれ式部の德行の全うして婦人の鑑となりたるにこそよるべけれあはれ式部は亂れがはしき浮世のちりにもけがれすして緑りの松の操高くいとめでたく納言の行ひの式部にたがひて青柳の吹く風のまに〳〵たわゝ〳〵打なびきしは其才の過ぎたるにやいとも〳〵口惜しきことになん

天賞堂時計及鎖發賣廣告

瑞西國製



十八金側無双裏三枚蓋二十一形龍頭巻時計甲價百三十五圓●乙價百二十圓●丙價百五圓●丁價九十八圓●戊價八十五圓●仝中硝子甲價八十五圓●乙價七十五圓●丙價六十五圓●丁價五十五圓●仝片硝子甲價七十五圓●乙價六十圓●丙價五十圓●丁價四十圓●仝十四金側無双甲價七十五圓●乙價六十五圓●丙價五十五圓●丁價五十圓●仝片硝子甲價六十圓●乙價五十五圓●丙價四十五圓●丁價三十七圓●仝十八金側無双裏三枚蓋七曜及日指シ月ノ縮缺十二ヶ月付價百四十五圓●仝價二百三十五圓●仝コロノカラフ引打チ付價二百七十五圓●仝價三百五十圓　銀側無双裏三枚蓋二十一形龍頭巻甲價四十五圓●乙價三十五圓●丙價三十圓●丁價二十五圓●仝中硝子甲價三十五圓●乙價二十七圓●丙價二十圓●丁價十五圓●仝片硝子裏三枚蓋甲價三十七圓●乙價三十三圓●丙價二十九圓●丁價二十五圓●仝中硝子甲價二十八圓●乙價二十一圓●丙價十六圓五十錢●丁價十一圓五十錢●戊價九圓五十錢●己價八圓●仝鏈巻甲價十八圓●乙價十五圓●丙價十一圓●丁價九圓五十錢●戊價八圓●己價七圓

米國製

十八金側無双中蓋付二十一形龍頭巻甲價百十五圓●乙價百五圓●丙價九十五圓●丁價八十圓●仝十四金側價七十[illegible]圓●仝價六十五圓●仝金着側甲價三十五圓●乙價二十九圓●丙價二十五圓●丁價十八圓●銀側無双甲價二十九圓●乙價二十五圓●丙價二十一圓●丁價十六圓五十錢●仝片硝子價十五圓●仝價十三圓九十錢●仝價十一圓五十錢

金製鎖

(二十二金)三十匁付價百十六圓九十五錢●同二十五匁付價九十九圓三十七錢五厘●同二十匁付價七十七圓八十錢●同十五匁付價六十壹圓十二錢五厘●同十匁付價四十一圓十五錢●(二十金)三十匁付價百十二圓●同二十五匁付價九十二圓五十錢●同二十匁付價七十四圓五十錢●同十五匁付價五十七圓●同十匁付價三十九圓五十錢●(十八金)三十匁付價九十五圓五十錢●同二十五匁付價七十八圓七十五錢●同二十匁付價六十三圓五十錢●同十五匁付價四十八圓七十五錢●同十匁付價三十四圓●(十六金)三十匁付價八十七圓二十五錢●同二十五匁付價七十一圓八十七錢五厘●同二十匁付價五十三圓五十錢●同十五匁付價四十四圓六十二錢五厘●同十匁付價三十一圓二十五錢●(十四金)三十匁付價七十九圓●同二十五匁付價六十五圓十錢●同二十匁付價五十二圓五十錢●同十五匁付價四十圓五十錢●同十匁付價三十八圓五十錢●(十二金)三十匁付價七十圓七十五錢●同二十五匁付價五十八圓十二錢五厘●同二十匁付價四十七圓●同十五匁付價三十六圓三十七錢五厘●同十匁付價二十五圓七十五錢●(九金)三十匁付價五十七圓五十五錢●同二十五匁付價四十七圓十二錢五厘●同二十匁付價三十八圓二十錢●同十五匁付價二十九圓七十七錢五厘●十匁付價二十一圓三十五錢●市外遞送費廿錢

東京市京橋區尾張町二丁目十八番地電話三百三十三號

天賞堂

精華第八號目次

女鑑第二十號目次

（遞信省認可）

社告

○代價は通貨又は郵便爲替小爲替銀行爲替及通運にて本社へ御直送之事○郵便爲替は東京麹町郵便局へ御振込可被下事○郵便劵を以て代金に換用せらるゝ時は一割增の事○別に領收書差出さず金員領收の上は直に女鑑を發送すべし若し強て領收證を要せらるゝ方ハ別に證書郵送料御送附の事○未稅の來書ハ一切受取不申候事

女鑑

每月二回　五日　廿日　發行

定價壹冊金十錢
三ヶ月前金五十五錢
半ヶ年前金壹圓
全國無遞送料
廣告料　五號文字廿三字詰
一行十錢

明治廿五年三月十二日遞信省認可
明治廿五年九月十九日印刷
同　年同月二十日出版

東京麹町區平川町五丁目十六番地
發行兼編輯人　西澤之助
同　印刷人　長尾基彦
同　發行所　國光社

（國光社印刷部印行）